

資料編

資料1 中間見直しの経過

本計画の中間見直しにあたっては、長岡市環境基本条例に基づき、長岡市環境審議会において審議を行いました。

市民及び事業者を対象としたアンケート調査、市民意見募集（パブリックコメント）の実施により、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年 月 日	会 議 等	主な実施内容
2022(令和4)年 7月11日	令和4年度 第1回長岡市環境審議会	・第4次長岡市環境基本計画の見直し項目等について審議
2022(令和4)年 7月25日～ 9月15日	令和4年度 市民・事業者向け アンケート調査の実施	・「長岡市の環境に関するアンケート」 (市民1,437人、267事業者が回答)
2022(令和4)年 10月17日	令和4年度 第2回長岡市環境審議会	・「第4次長岡市環境基本計画(中間見直し)(素案)」について審議
2022(令和4)年 12月5日～ 2023(令和5)年 1月16日	市民意見募集(パブリックコメント)の実施	・意見数 2名、21件
2023(令和5)年 2月13日	令和4年度 第3回長岡市環境審議会	・計画素案に係るパブリックコメントへの対応について審議 ・「第4次長岡市環境基本計画(中間見直し)(案)」について審議
2023(令和5)年 3月	「第4次長岡市環境基本計画(中間見直し)」策定	

資料2 長岡市環境審議会委員名簿

(敬称省略)

(任期：2021(令和3)年7月25日から2023(令和5)年7月24日)

	氏名	役職等	備考
1	◎宮腰 和弘	長岡工業高等専門学校 名誉教授	
2	木村 悟隆	長岡技術科学大学 物質生物系 准教授	
3	中村 和宏	長岡造形大学 造形学部 准教授	
4	西俣 先子	長岡大学 経済経営学部 准教授	
5	吉津 由貴 (白井 松雄)	北陸ガス株式会社 長岡支社長	R4.6.14～ (～R4.6.13)
6	山田 雅裕	東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センター 所長	
7	佐山 尚生	越後交通株式会社 乗合バス営業部 次長	
8	近藤 正明	新潟県産業資源循環協会長岡支部 支部長	
9	○大原 興人	長岡商工会議所 会頭	
10	片桐 芳樹	えちご中越農業協同組合 ながおか西営農センター 営農センター長 (越後ながおか農業協同組合 営農部 営農企画課長)	R5.2.1～ (～R5.1.31)
11	坂本 典男	中越よつば森林組合 参事	
12	鈴木 重彦	一般社団法人長岡市緑地協会 理事長	
13	市民代表 平澤 新太郎	公益財団法人こしじ水と緑の会 理事	
14	川又 智恵子	公募	
15	田中 彩貴	公募	

◎会長 ○副会長

資料3 用語集

<数字・アルファベット>

サーティ・バイ・サーティ 30 by 30	生物多様性の損失を食い止め回復させるため、2030（令和 12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界目標。
ビーオーディー BOD	水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。
シーオーツ CO ₂ 排出係数	温室効果ガスの排出量を算出するため、電気事業者等が毎年公表する数値のこと。電気の使用量にこの数値を乗じ、CO ₂ の量を算出する。
クール・チョイス COOL CHOICE	日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。
ギャップの認証 GAPの認証	一般財団法人日本GAP協会等の第三者機関が、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場を審査し、認証する制度のこと。
アイピーシー IPCC (気候変動に関する 政府間パネル)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和の方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（昭和 63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。
エヌピーオー NPO	継続的、自発的に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体の総称。
ピーシービー PCB	ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。主に油状の物質であり、電気機器の絶縁油等に利用されてきたが、毒性を有し、現在は製造・輸入ともに禁止されている。
ピーシービー PCB特別措置法 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)	法律では、PCB廃棄物を所有する事業者に対して、保管状況等の届出や期間内に適正に処分する事が義務付けられている。
ピーエム PM2.5（微小粒子状物質）	大気中に浮遊している粒径が2.5μm以下の粒子。浮遊粒子状物質よりも小さく、呼吸器の奥深くまで入りやすいことから、ぜんそくや気管支炎などの健康被害を引き起こす可能性が懸念されている。
ゼロ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） ゼッチ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	住まいや商用ビルの断熱性・省エネルギー性能を上げ、太陽光発電等でエネルギーを創ることで、年間の一次消費エネルギー量の収支をゼロにすること。

<五十音>

ア行	
アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐摩擦性にすぐれているため、ボイラー暖房配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材等に広く利用されてきたが、肺がんや中皮種の原因となることから、現在では使用が禁止されている。
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
雨水貯留槽	雨水を直接河川や下水に流さずに、いったん溜めておく大型の水槽のこと。河川の流量調節や雨水の有効利用などを目的とする。貯留された水は、融雪や散水等の雑用水に使う。
エコドライブ	大気汚染物質やCO ₂ の排出削減のための環境に配慮した運転のこと。自動車停止時にエンジンを切るアイドリングストップの励行や急発進・急加速を控えることなど。
エコビジネス	さまざまな分野における環境保全に関する企業活動のこと。環境省の分類では①環境負荷を低減させる装置（公害防止装置等）の製造②環境負荷の少ない商品（エコマーク商品等）の製造販売③環境保全に資するサービス（廃棄物処理、環境調査・コンサルタント等）④社会基盤の整備（下水道関連事業等）の4分野がある。

エコマーク商品	(公財)日本環境協会が認定した、環境に配慮した商品のこと。
エシカル消費	倫理的(エシカル)な考え方を基準に消費を行うこと。具体的には誰がどこで商品を作り、店までどのように運ばれてきたのかなどを考慮し、人・社会・環境に配慮した消費行動を行うこと。
汚水処理人口普及率	市内人口に対する下水道や集落排水が整備された区域に居住する人口と、それ以外の区域で合併処理浄化槽を利用している人口の合計値の割合。
温室効果ガス	赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO ₂)やメタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、フロンガスがある。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

カ行

外来生物法 (特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)	法律では、生態系等への被害を及ぼすおそれがある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼育・栽培、運搬、管理、輸入等の規制や防除等を行うこととしている。
合併処理浄化槽	下水道未整備地区における雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽のこと。
環境アセスメント	事業等の実施が環境に及ぼす影響について環境項目ごとの調査、予測、評価を行い、保全措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価すること。
環境管理システム	環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて自主的に環境保全に関する取組を進める体制・手続きのこと。環境管理に関する国際的な規格としてはISO(国際標準化機構)の定めるISO14000や環境省が策定したエコアクション21がある。
環境基準	大気、水、土壌、騒音について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの。
環境保全型農業	堆肥を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、人と自然にやさしい、環境に配慮した農業のこと。
近隣騒音	一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指す。
グリーストラップ	厨房排水等に含まれる油分を分離・阻集・貯留する装置のこと。
グリーン購入	製品やサービスを調達する際、環境負荷ができるだけ小さいものを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
形質変更時要届出区域	土壌の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域。
光化学オキシダント	工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるもの。高濃度になると粘膜や呼吸器など、人体に影響を及ぼす。
光化学スモッグ	オゾンやアルデヒド等からなる気体成分の光化学オキシダントと、硝酸塩や硫酸塩等からなる固体成分の微粒子が混合して、白くもやがかかったような状態のこと。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のこと。河川、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路(下水道は除く。)等を指す。

サ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス(生物由来の資源)、地熱等がある。
再生可能エネルギー固定価格買取制度	再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務づける制度のこと。

サル情報メール	ニホンザルによる生活環境被害が多く発生している市内の地域において、行動域調査を実施し、希望者に対して調査結果をメール配信するサービス。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず、捨てられる食品のこと。
親水空間	水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めることができるように整備された公園や河川護岸のこと。
水源かん養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
生物多様性	生物多様性基本法において「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」として定義され、生物の豊かな個性とつながりをさす。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルから構成される。
生分解性製品	微生物と酵素の働きによって、最終的に水と二酸化炭素にまで分解される製品のこと。
ゼロカーボンアクション 30	節電、節水など、暮らしを脱炭素化する 30 のアクションのこと。

タ行

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。ごみの焼却過程等で非意図的に生成されることがあり、発がん性等の毒性があるとされている。
棚田	山地等の傾斜地に、階段状に作られた水田のこと。
低騒音型舗装	通常のアスファルト舗装よりも路面の空隙を多くした舗装のこと。路面の空隙に自動車騒音が吸収され、騒音が低減する。
透水性舗装	舗装体を通じて雨水を直接道路床へ浸透させ、地中に還元させる機能を持つ舗装のこと。
特定野生鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなど、人身や農林水産物等に被害を及ぼし、又はそのおそれのある野生鳥獣として県が定めたもの。

ナ行

二酸化窒素	「窒素酸化物」（NO _x ）の一種。窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生する。主な発生源として、自動車排出ガスが挙げられる。
二次林	伐採や風水害、山火事等で原生林が破壊された後に成立した森林のこと。
農業集落排水施設	農業集落（農業振興地域）における生活排水処理施設のこと。

ハ行

バイオガス	バイオ燃料の一種で、生物の排泄物、有機質肥料、生分解性物質、汚泥、汚水、生ごみ、エネルギー作物等の発酵、嫌気性消化により発生するガスのこと。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015（平成 27）年 11 月から 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効した。産業革命前からの気温上昇を 2℃より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲に比べて高くなる現象のこと。
光（ひかり）害	「良好な照明環境」の形成が、漏れ光等によって阻害されている状況又はそれらによる悪影響のこと。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10μm 以下のもの。工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされている。
フロン類	炭素と水素のほか、ふっ素や塩素、臭素等ハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒として 20 世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では先進国を中心として、使用に大幅な制限がかけられている。

マ行

マニフェスト制度	事業者が自ら排出した廃棄物の流れを管理し、適正処理を確保するための仕組みのこと。事業者が廃棄物処理を委託する際に処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に業者よりその旨を記載したものの送付を受ける。
----------	--

ヤ行

有害化学物質	環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称。
--------	--

有機質資材	家畜ふん、稲わら等の有機質を原料とした資材。農地への施用により、地力の維持向上や炭素貯留による環境負荷の軽減に役立つ。
-------	---

用悪水路	一般的に家庭の雑排水が流れる水路のこと。
------	----------------------

要措置区域	土壌の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域。
-------	---

用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぎ良好な市街地の形成を図ることを目的として設定されている。住居系が7種類、商業系が2種類、工業系が3種類、計12種類で区分されている。
------	--

資料4 ゼロカーボンアクション30の取組

ゼロカーボンアクション30とは、気候変動の解決に向けた目標である2050年カーボンニュートラルの達成のために、環境省が具体的に設定した30項目のアクションです。～できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション！～として環境省が情報発信しています。

これらのアクションは社会の仕組みを大きく変えていくことに加えて、日常生活の中で、一人ひとりのライフスタイルに合わせてできる取組です。暮らしを脱炭素化することで、快適やおトクになるといったメリットにつながることもあります。





脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできることから取り組んでみましょう！



**エネルギーを
節約・転換しよう！**

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 節電
- 4 節水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう
- 7 消費エネルギーの見える化



**太陽光パネル付き・
省エネ住宅に住もう！**

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH（ゼッチ）
- 10 省エネルギーフォーム
窓や壁等の断熱リフォーム
- 11 蓄電池（車載の蓄電池）
・省エネ給湯器の導入・設置
- 12 暮らしに木を取り入れる
- 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 14 働き方の工夫



**CO2の少ない
交通手段を選ぼう！**

- 15 スマートムーブ
- 16 ゼロカーボン・ドライブ



食ロスをなくそう！

- 17 食事を食べ残さない
- 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
- 20 自宅でコンポスト



**サステナブルな
ファッションを！**

- 21 今持っている服を長く大切に着的
- 22 長く着られる服をじっくり選ぶ
- 23 環境に配慮した服を選ぶ



**3R（リデュース、
リユース、リサイクル）**

- 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う
- 25 修理や修繕をする
- 26 フリマ・シェアリング
- 27 ゴみの分別処理



**CO2の少ない製品・
サービス等を選ぼう！**

- 28 脱炭素型の製品・サービスの選択
- 29 個人のESG投資



**環境保全活動に
積極的に参加しよう！**

- 30 植林やゴミ拾い等の活動

ゼロカーボンアクション30取組一覧（環境省）

(<https://ondankatai.saku.env.go.jp/coolchoice/pdf/zerocarbonaction30.pdf>)を一部加工して作成

資料5 環境基準等一覧

1. 大気汚染に係る環境基準

1.1. 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

1.2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

1.3. 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

2.1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

2.2. 生活環境の保全に関する環境基準

2.2.1. 河川（湖沼を除く。）[pH、BOD、SS、DO、大腸菌数]

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	浮遊物質質量(SS)(mg/L)	溶存酸素量(DO)(mg/L)	大腸菌数(CFU/100mL)
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※環境基準の類型が指定されていない河川については、生物化学的酸素要求量について環境指標を設定しています。

主な河川名	環境基準（類型）	環境指標
信濃川	2 mg/L 以下（A 類型）	2 mg/L 以下
猿橋川（霞橋より上流）	2 mg/L 以下（A 類型）	2 mg/L 以下
〃（霞橋から下流）	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下
柿川	-	2 mg/L 以下
栖吉川	-	5 mg/L 以下
太田川	-	3 mg/L 以下
稲葉川	-	2 mg/L 以下
浄土川	-	3 mg/L 以下
福島江	-	2 mg/L 以下
渋海川	2 mg/L 以下（A 類型）	2 mg/L 以下
黒川	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下
菖蒲川	-	2 mg/L 以下
道満川	-	3 mg/L 以下
刈谷田川	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下
西谷川	-	3 mg/L 以下
中之島川	-	5 mg/L 以下
島崎川	5 mg/L 以下（C 類型）	5 mg/L 以下
新島崎川	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下
郷本川	3 mg/L 以下（B 類型）	3 mg/L 以下

2.2.2. 河川（湖沼を除く。）[全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

2.2.3. 海域 [pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質]

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	溶存酸素量(DO)(mg/L)	大腸菌数(CFU/100mL)	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2以下	7.5以上	300以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8以下	2以上	—	—

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

(注3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2.2.4. 海域 [窒素、リン]

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素(mg/L)	全リン(mg/L)
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2 以下	0.02 以下
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3 以下	0.03 以下
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6 以下	0.05 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

(注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

2.2.5. 海域 [全亜鉛、ニルフェール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ニルフェール (mg/L)	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

2.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

3. 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 L につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 L につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 L につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき0.05mg以下であること。

4. 騒音に係る環境基準

4.1. 一般地域

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

4.2. 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

5. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。） 及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

資料6 アンケート調査

1 調査の概要

1) 調査の目的

第4次長岡市環境基本計画の中間見直しにあたり、広く市民や事業所の環境に関する考え方や要望等を把握し、長岡市における今後の環境の保全などに係る課題を明らかにすることを目的として実施しました。

2) 調査の対象、配布部数や方法、結果回収等

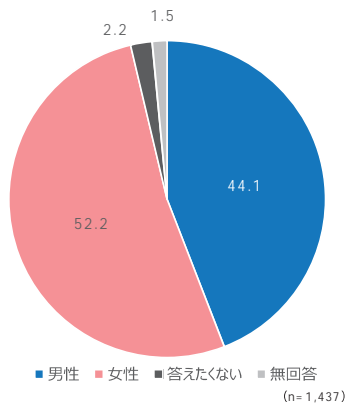
	市民	事業者
調査対象	18歳以上の市民 (年代・地域を考慮し無作為抽出)	長岡市内の事業者 (業種や地域を考慮し無作為抽出)
配布部数	2,500人	500社
配布及び回収方法	郵送	
実施期間	2022(令和4)年7月25日～2022(令和4)年9月15日	
回収結果(回収率)	1,437人(57.5%)	267社(53.4%)

2 調査結果

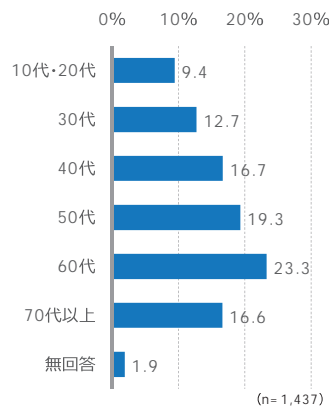
2-1 市民アンケート調査の結果

I 回答者の属性

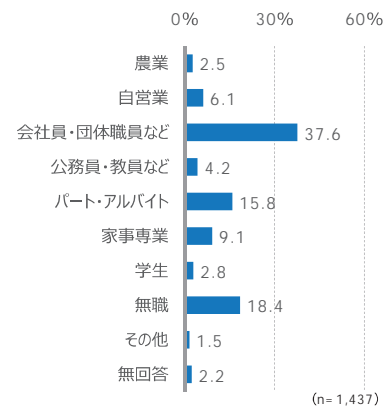
1) 性別



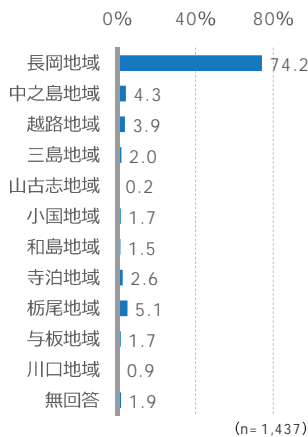
2) 年齢



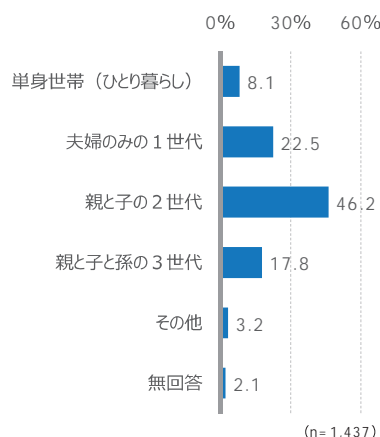
3) 職業



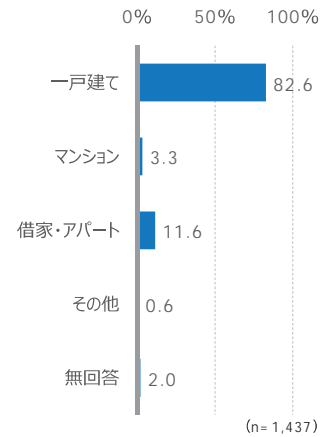
4) 居住地域



5) 家族構成



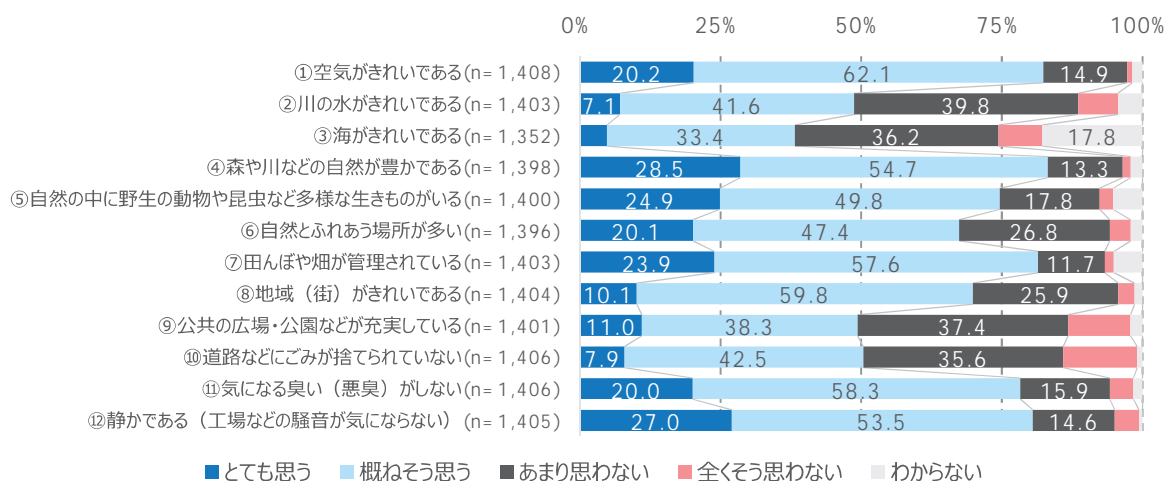
6) 住居区分



Ⅱ 身近な地域の環境や環境問題全般について

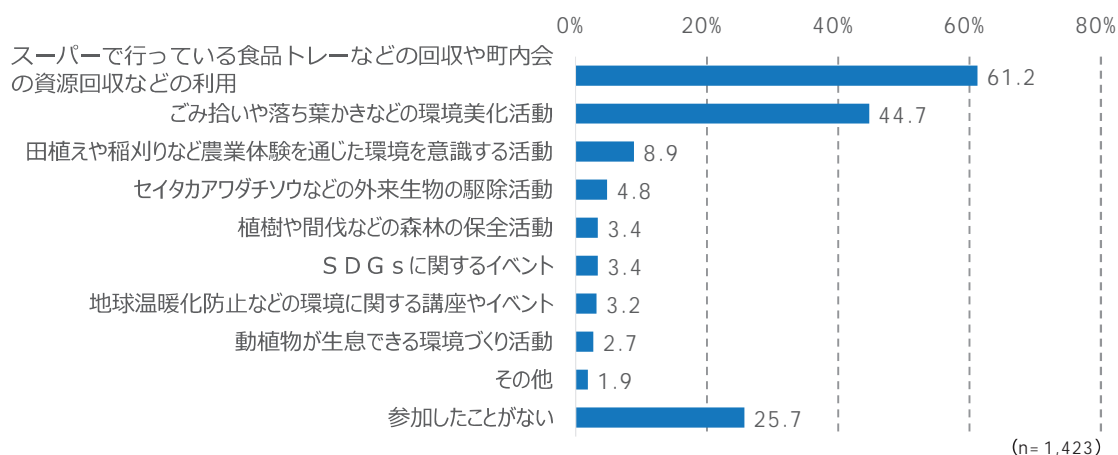
1) 居住地域の環境に対する意識・感想

居住地域の環境に対する意識・感想（下記の項目①～⑫）を5段階評価（「とても思う」「概ねそう思う」「あまり思わない」「全くそう思わない」「わからない」）で尋ねたところ、『①空気がきれいである』『④森や川などの自然が豊かである』『⑦田んぼや畑が管理されている』『⑩気になる臭い（悪臭）がしない』『⑫静かである（工場などの騒音が気にならない）』などで「とても思う」と「概ねそう思う」を合わせた割合が高くなっています。



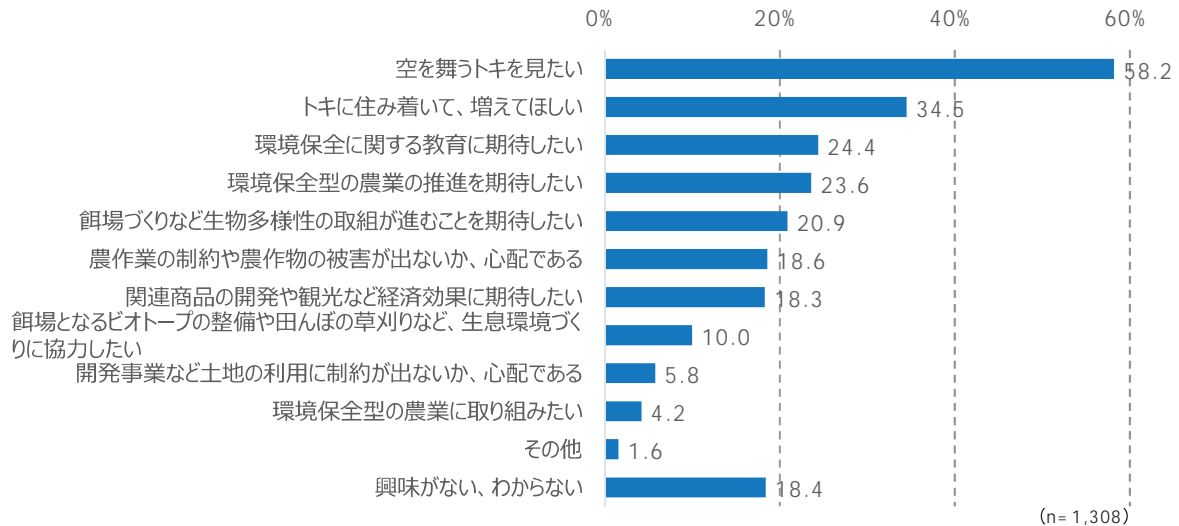
2) これまでに参加したり取り組んだりしたことがある環境保全活動

市や地域団体・民間団体等が行っている環境保全活動で、これまでに参加したり取り組んだりしたことがあるものを尋ねたところ（複数回答）、「スーパーで行っている商品トレーなどの回収や町内会の資源回収などの利用」とする割合が61.2%で最も高く、次いで「ごみ拾いや落ち葉かきなどの環境美化活動」（44.7%）などとなっています。一方、「参加したことがない」とする割合は25.7%となっています。



3) トキの放鳥に向けた環境整備に対する意見

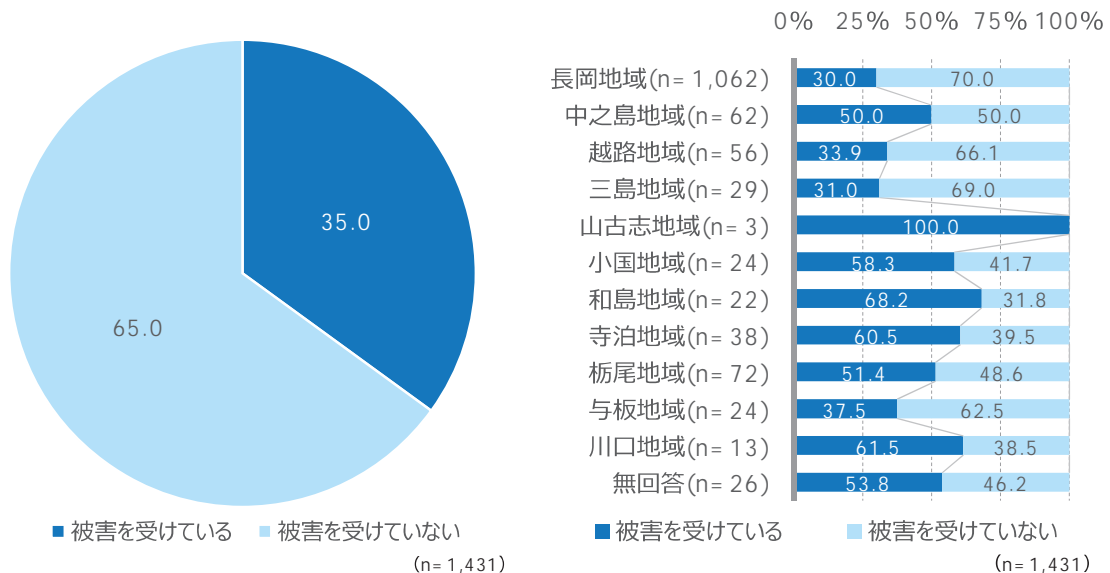
トキの放鳥に向けた環境整備に対する意見として当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「空を舞うトキを見たい」とする割合が58.2%で最も高く、以下「トキに住み着いて、増えてほしい」（34.5%）、「環境保全に関する教育に期待したい」（24.4%）、「環境保全型の農業の推進を期待したい」（23.6%）などとなっています。



4) 有害鳥獣による生活環境への被害の有無

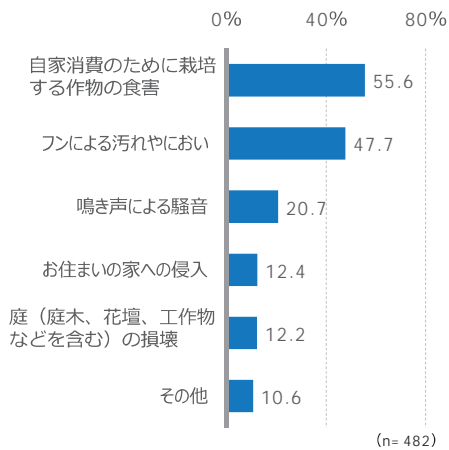
有害鳥獣による生活環境への被害の有無を尋ねたところ、「被害を受けている」とする割合が35.0%で、「被害を受けていない」とする割合が65.0%となっています。

地域別にみると、山古志地域、和島地域、川口地域、寺泊地域などで「被害を受けている」とする割合が高くなっています。



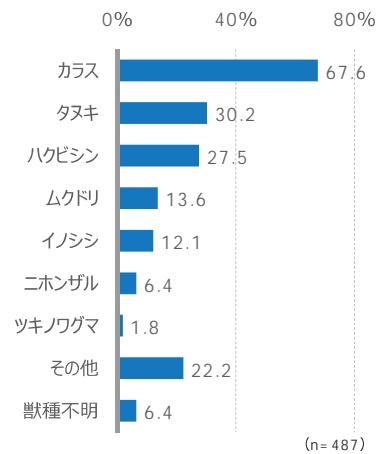
5) 鳥獣による被害の概要

鳥獣による被害の概要を尋ねたところ（複数回答）、「自家消費のために栽培する作物の食害」とする割合が55.6%で最も高く、以下「フンによる汚れやにおい」（47.7%）、「鳴き声による騒音」（20.7%）などとなっています。



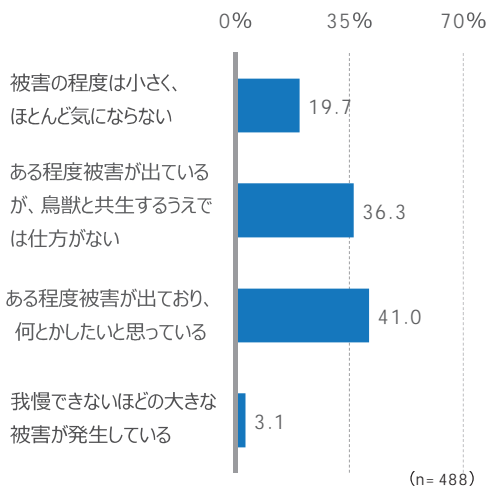
6) 鳥獣による被害の原因となっている獣種

被害の原因となっている鳥獣を尋ねたところ（複数回答）、「カラス」の割合が67.6%で最も高く、以下「タヌキ」（30.2%）、「ハクビシン」（27.5%）などとなっています。



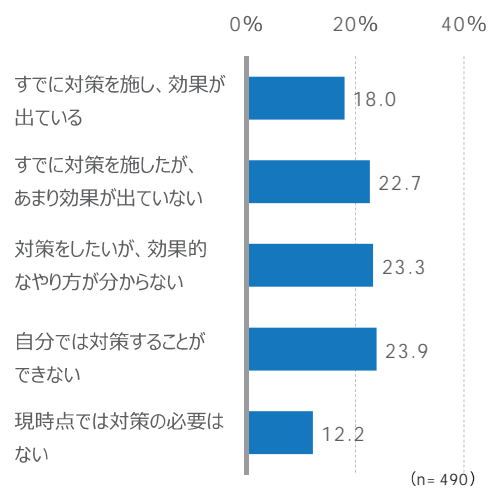
7) 鳥獣による被害に対する受け止め方

鳥獣による被害に対する受け止め方について最も近いものを尋ねたところ、「被害の程度は小さく、ほとんど気にならない」とする割合が19.7%、「ある程度被害が出ているが、鳥獣と共生するうえでは仕方がない」が36.3%、「ある程度被害が出ており、何とかしたいと思っている」が41.0%などとなっています。



8) 鳥獣による被害対策の現状

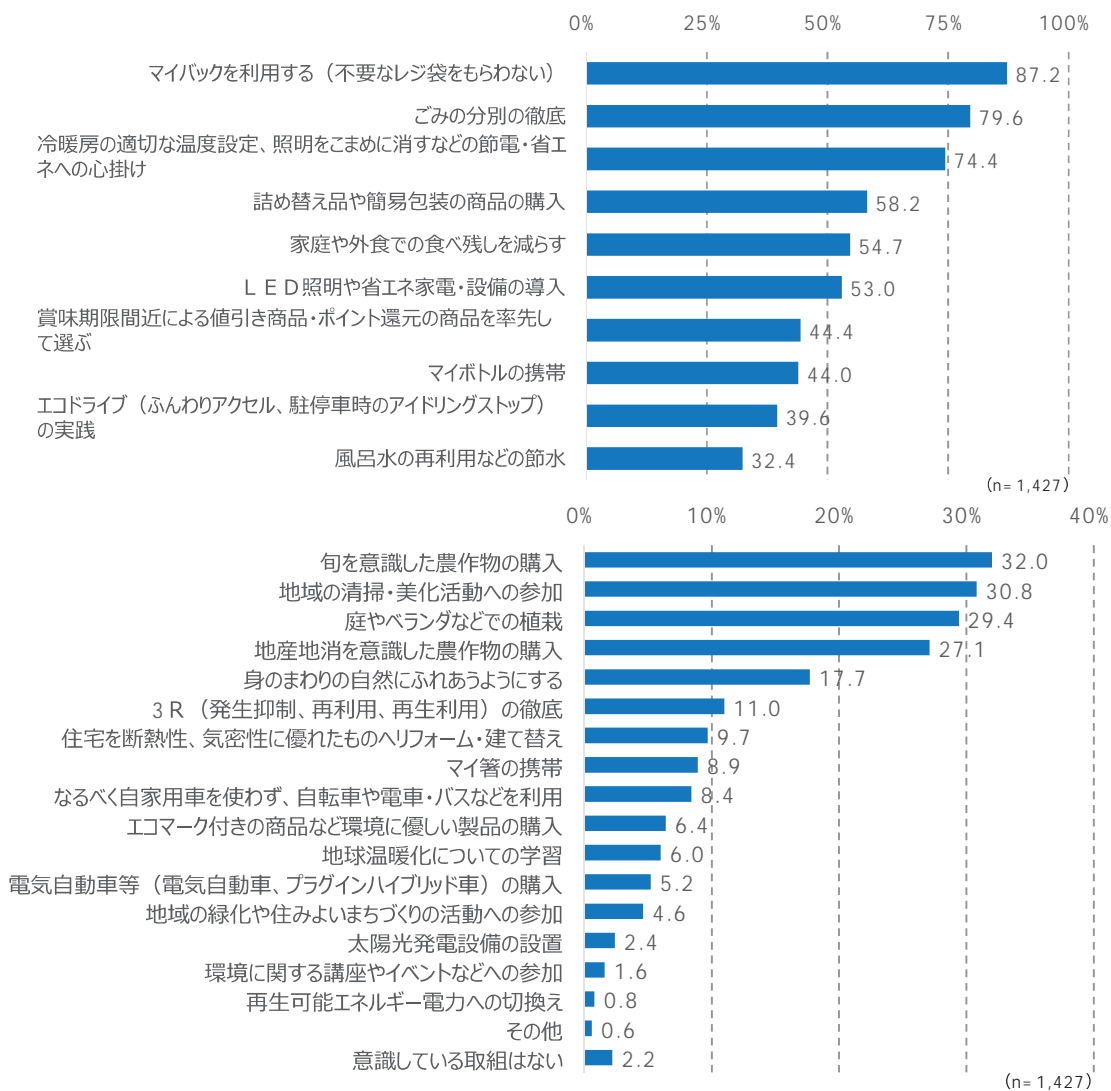
被害対策の現状について最も近いものを尋ねたところ、「すでに対策を施し、効果が出ている」とする割合が18.0%、「すでに対策を施したが、あまり効果が出ていない」が22.7%、「対策をしたいが、効果的なやり方が分からない」が23.3%、「自分では対策することができない」が23.9%などとなっています。



Ⅲ 環境に配慮した行動・活動の実践状況について

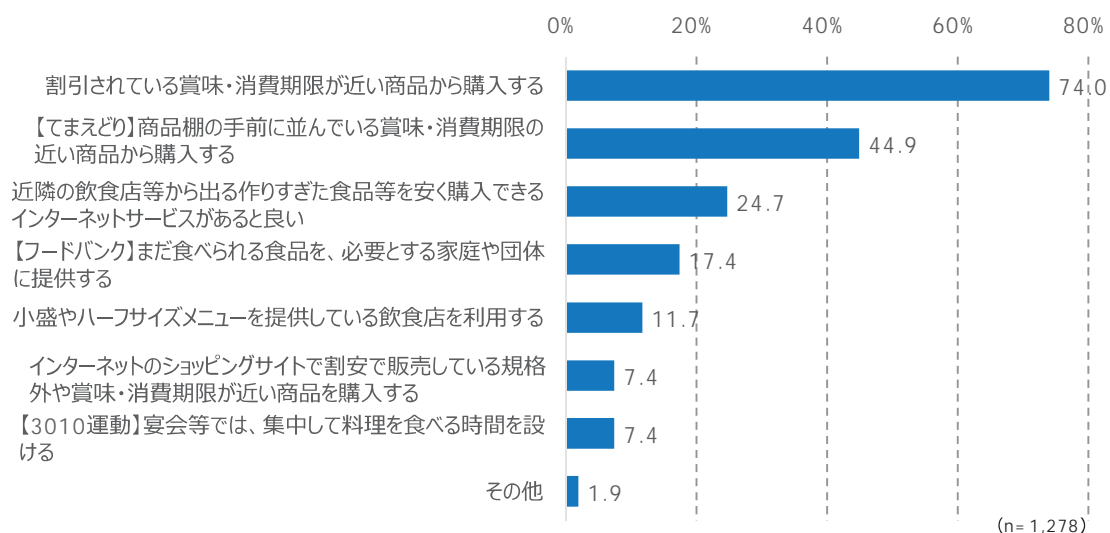
1) 環境に配慮した行動・活動

環境に配慮した行動・活動として実践している取組を尋ねたところ（複数回答）、「マイバックを利用する（不要なレジ袋をもらわない）」とする割合が87.2%で最も高く、以下「ごみの分別の徹底」（79.6%）、「冷暖房の適切な温度設定、照明をこまめに消すなどの節電・省エネへの心掛け」（74.4%）、「詰め替え品や簡易包装の商品の購入」（58.2%）などとなっています。



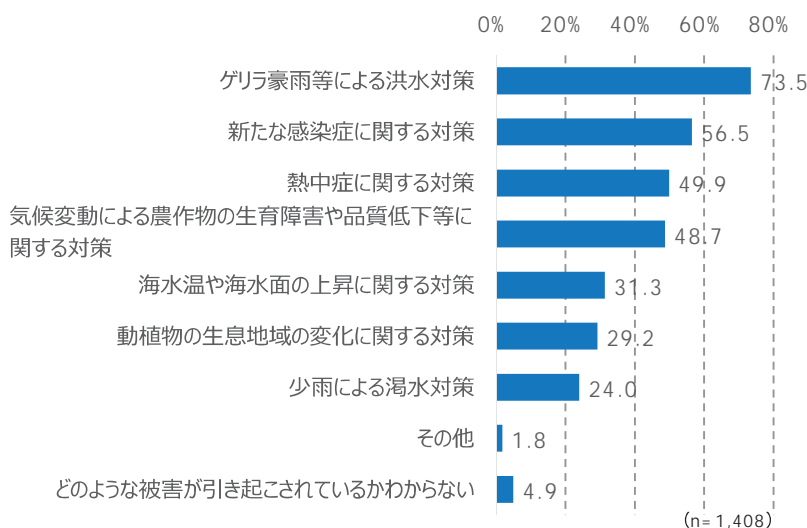
2) 食品ロスについて関心のある取組・心掛けている取組

食品ロスについて関心のある取組や心掛けている取組を尋ねたところ（複数回答）、「割引されている賞味・消費期限が近い商品から購入する」とする割合が74.0%で最も高く、以下「【てまえどり】商品棚の手前に並んでいる賞味・消費期限の近い商品から購入する」（44.9%）、「近隣の飲食店等から出る作りすぎた食品等を安く購入できるインターネットサービスがあると良い」（24.7%）などとなっています。



3) 地球温暖化への適応策として進めるべきこと

地球温暖化への適応策として進めるべきことを尋ねたところ（複数回答）、「ゲリラ豪雨等による洪水対策」とする割合が73.5%で最も高く、以下「新たな感染症に関する対策」（56.5%）、「熱中症に関する対策」（49.9%）、「気候変動による農作物の生育障害や品質低下等に関する対策」（48.7%）などとなっています。

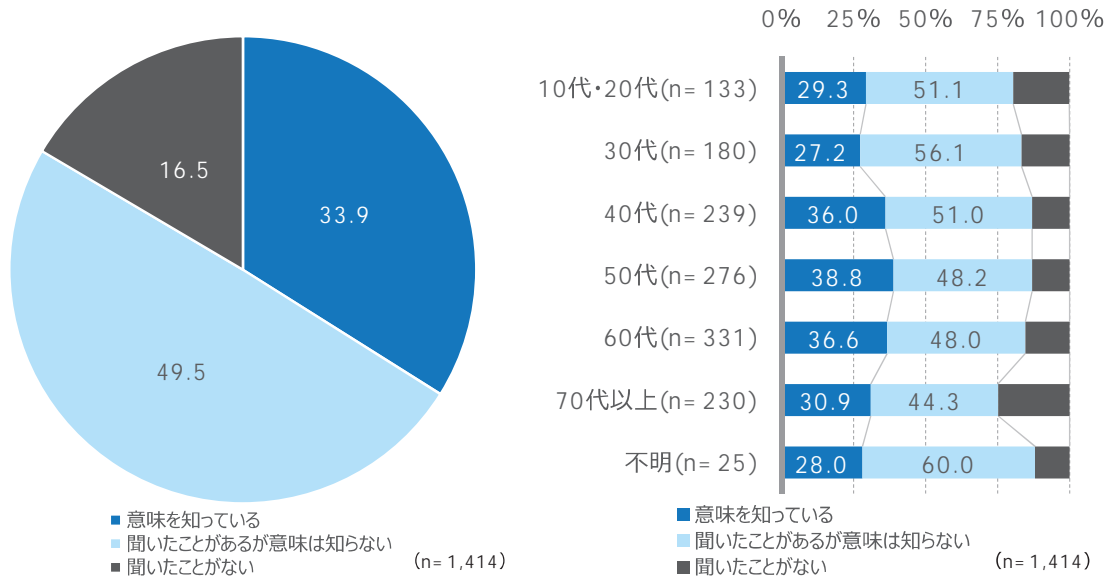


IV 省エネルギー・再生可能エネルギーについて

1) カーボンニュートラルの認知状況

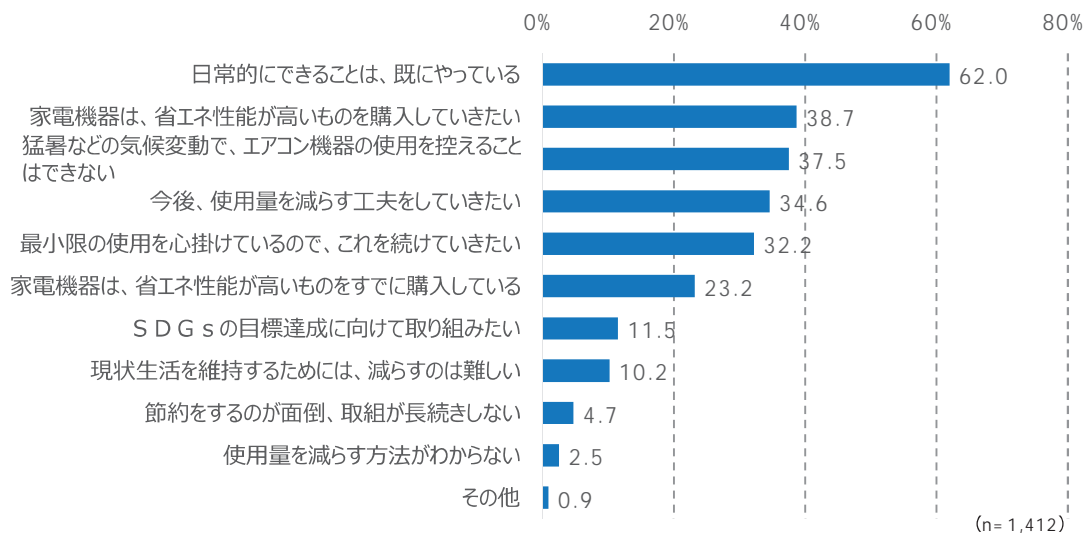
「カーボンニュートラル」についてどこまで知っているか尋ねたところ、「意味を知っている」とする割合が33.9%、「聞いたことがあるが意味は知らない」が49.5%、「聞いたことがない」が16.5%となっています。

年代別にみると、40代、50代、60代で「意味を知っている」とする割合が他の年代に比べて高くなっています。



2) 電気・ガス等の使用量を減らす取組の状況

電気・ガス等の使用量を減らす取組について自身の状況として当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「日常的にできることは、既にやっている」とする割合が62.0%で最も高く、以下「家電機器は、省エネ性能が高いものを購入していきたい」（38.7%）、「猛暑などの気候変動で、エアコン機器の使用を抑えることはできない」（37.5%）などとなっています。

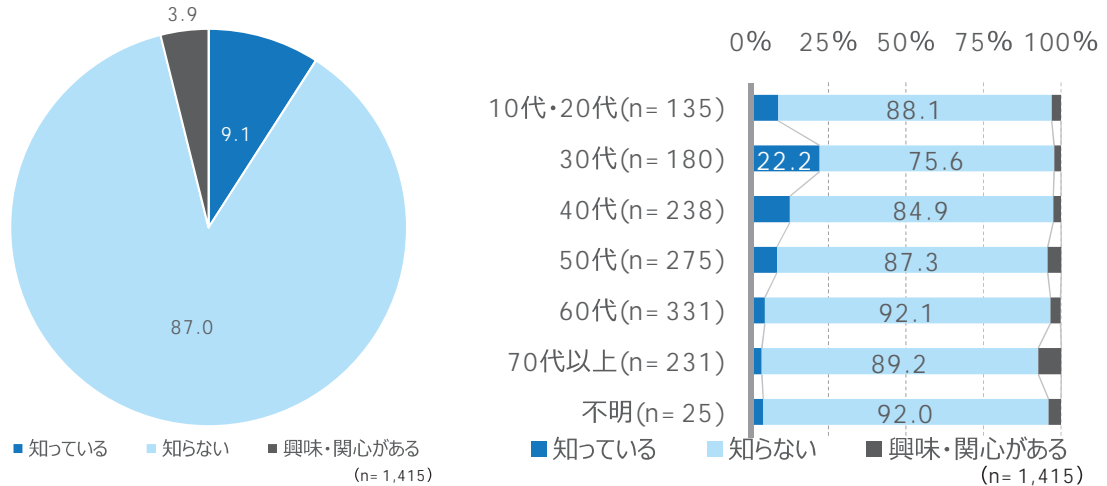


V 建物・設備・車について（使用電力量削減、設備等の入替え導入）

1) ZEH（ゼッチ）の認知状況

「ZEH（ゼッチ）」という言葉を知っているか尋ねたところ、「知っている」とする割合が9.1%、「知らない」が87.0%、「興味・関心がある」が3.9%となっています。

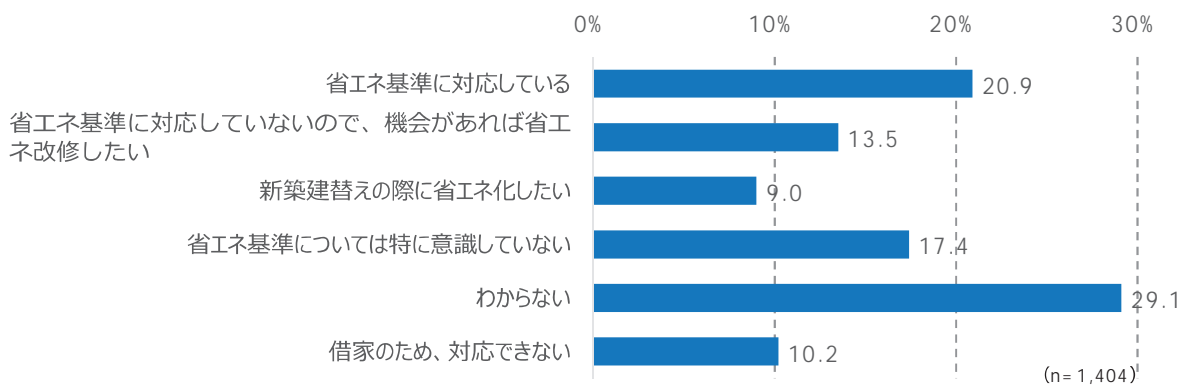
年代別にみると、30代で「知っている」とする割合が他の年代に比べて高くなっています。



2) 住宅の省エネ基準への対応状況

住居の省エネ基準への対応状況を尋ねたところ、「省エネ基準に対応している」とする割合が20.9%、「省エネ基準に対応していないので、機会があれば省エネ改修したい」が13.5%、「新築建替えの際に省エネ化したい」が9.0%となっています。

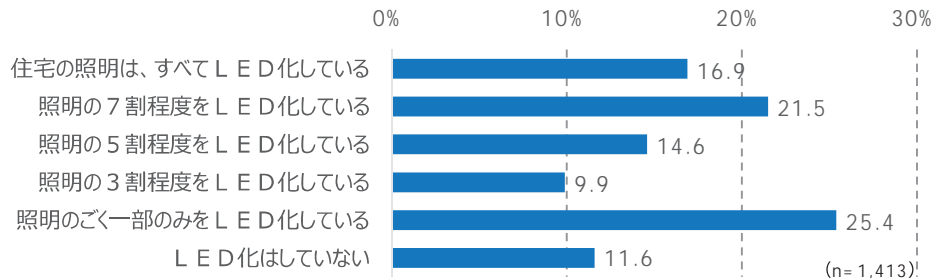
一方、「省エネ基準については特に意識していない」が17.4%、「わからない」が29.1%となっています。



3) 住宅照明のLED化への対応状況

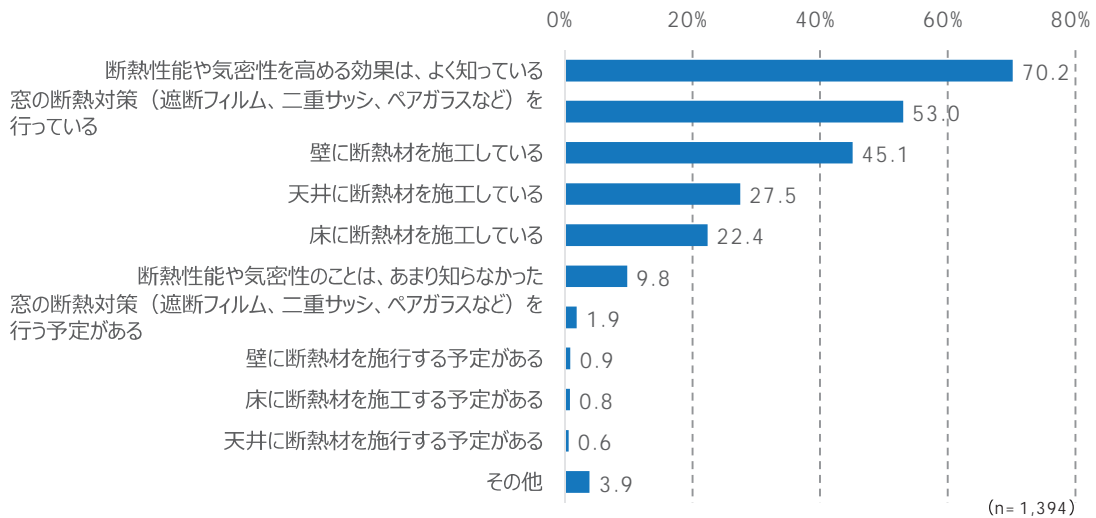
住宅照明のLED化への対応状況を尋ねたところ、「住宅の照明は、すべてLED化している」とする割合が16.9%、「照明の7割程度をLED化している」が21.5%、「照明の5割程度をLED化している」が14.6%などとなっています。

一方、「LED化はしていない」とする割合は11.6%となっています。



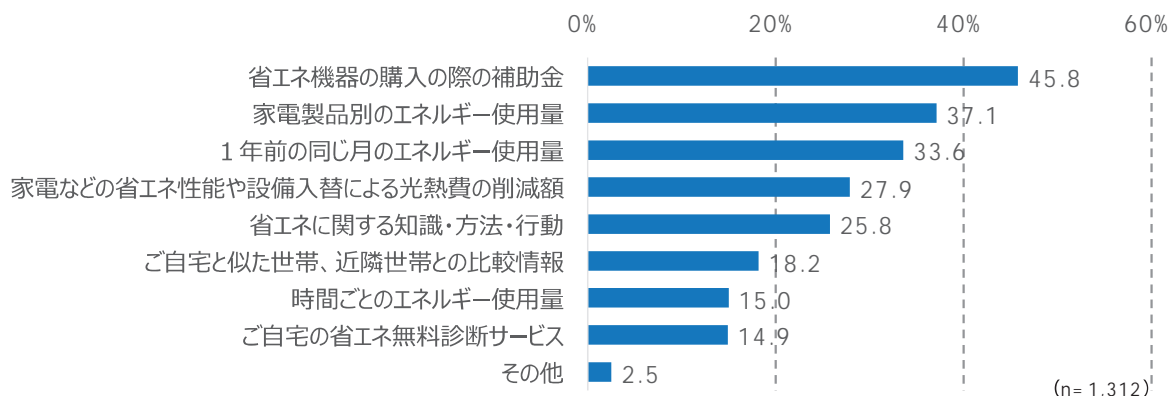
4) 住宅の断熱性能や気密性を高める工事等の状況

住宅の断熱性能や気密性を高める工事について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「断熱性能や気密性を高める効果は、よく知っている」とする割合が70.2%で最も高く、以下「窓の断熱対策（遮断フィルム、二重サッシ、ペアガラスなど）を行っている」（53.0%）、「壁に断熱材を施工している」（45.1%）、「天井に断熱材を施工している」（27.5%）などとなっています。



5) 住宅の省エネ対策をするために知りたいこと

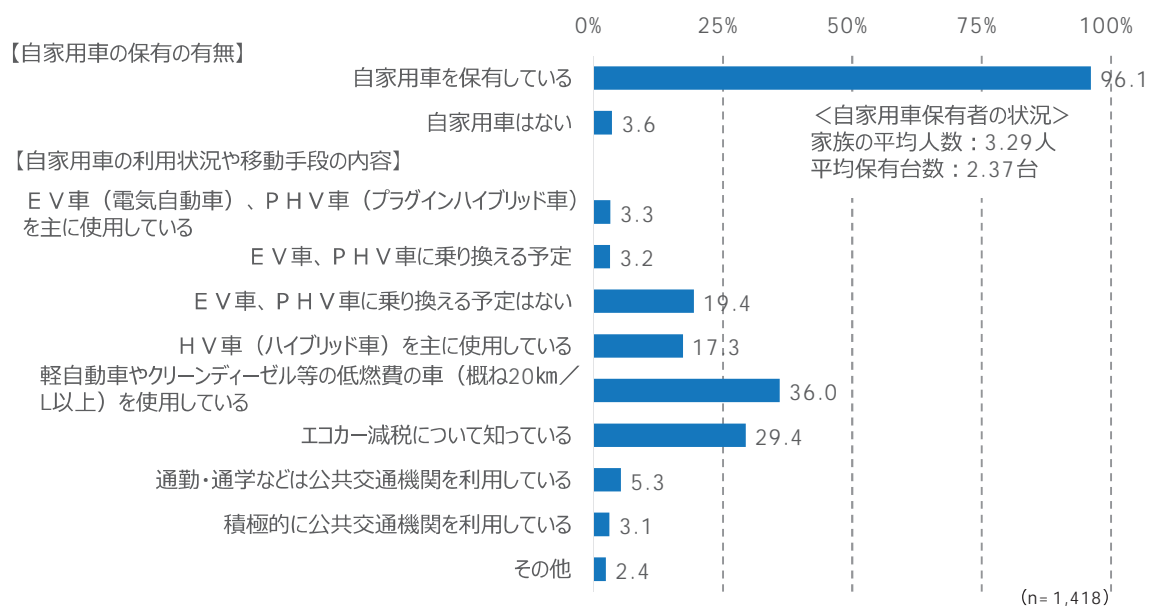
住宅の省エネ対策をするために知りたいことを尋ねたところ（複数回答）、「省エネ機器の購入の際の補助金」とする割合が45.8%で最も高く、以下「家電製品別のエネルギー消費量」（37.1%）、「1年前の同じ月のエネルギー使用量」（33.6%）などとなっています。



6) 自家用車・移動手段に関する状況

自家用車・移動手段について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「自家用車を保有している」とする割合が96.1%で、「自家用車はない」が3.6%となっています。

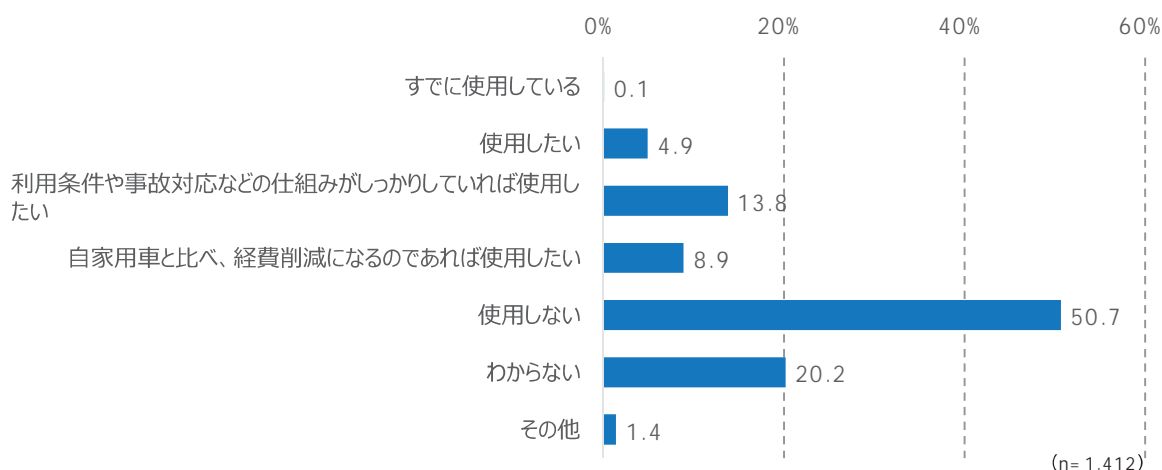
自家用車の利用状況や移動手段の内容をみると（複数回答）、「軽自動車やクリーンディーゼル等の低燃費の車（概ね20km/L以上）を使用している」とする割合が36.0%で最も高く、次いで「エコカー減税について知っている」（29.4%）などとなっています。



7) カーシェアリングの利用意向

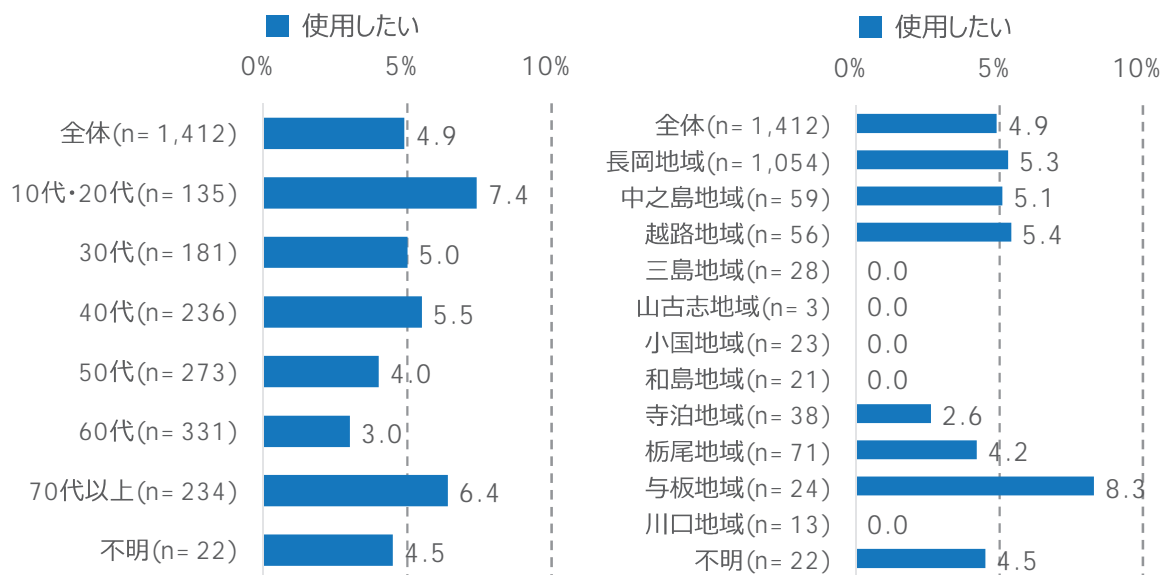
カーシェアリングの利用意向について尋ねたところ、「すでに使用している」とする割合が0.1%とほぼ皆無となっています。また、「使用したい」が4.9%、「利用条件や事故対応などの仕組みがしっかりしていれば使用したい」が13.8%、「自家用車と比べ、経費削減になるのであれば使用したい」が8.9%となっており、この3つを合わせた『利用意向あり』の割合が27.6%となっています。

一方、「使用しない」は50.7%、「わからない」は20.2%となっています。



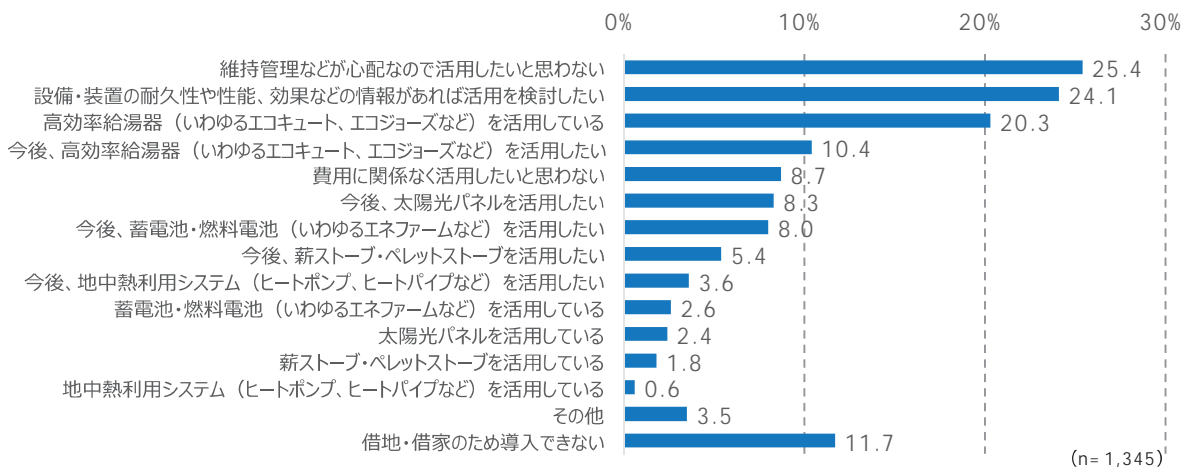
カーシェアリングの利用意向について「使用したい」とする割合を地域別にみると、与板地域、越路地域、長岡地域、中之島地域などで他の地域に比べて割合が高くなっています。

「使用したい」とする割合を年代別にみると、10代・20代と70代以上で他の年代に比べて割合が高くなっています。



8) 環境負荷が少ない住宅設備の活用状況

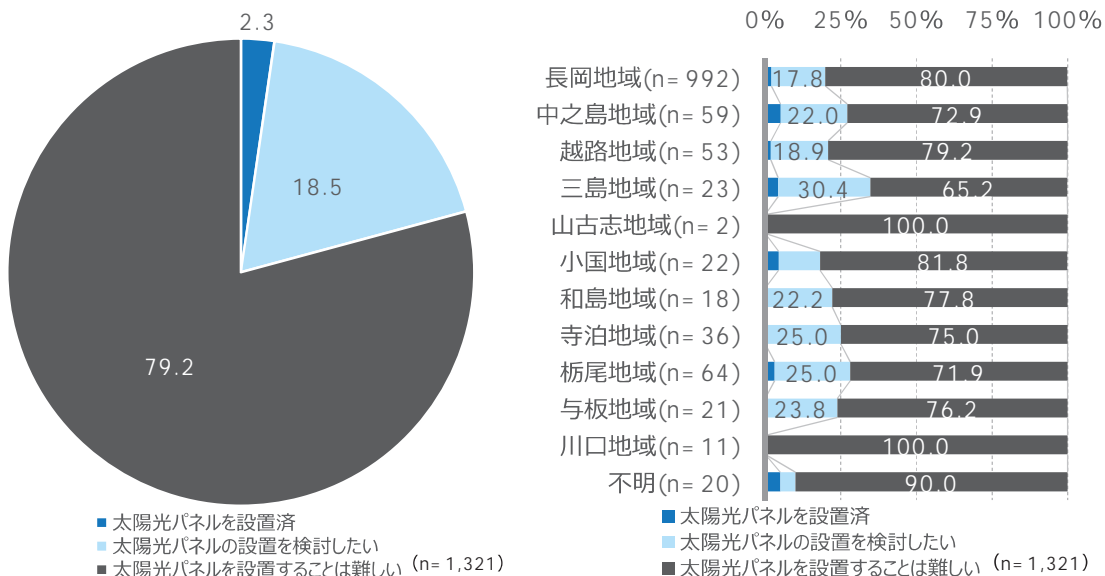
環境への負荷が少ない住宅設備を活用しているか、または今後活用したいと思うかを尋ねたところ（複数回答）、「維持管理などが心配なので活用したいと思わない」とする割合が25.4%で最も高く、以下「設備・装置の耐久性や性能、効果などの情報があれば活用を検討したい」（24.1%）、「高効率給湯器（いわゆるエコキュート、エコジョーズなど）を活用している」（20.3%）などとなっています。



9) 太陽光パネルの設置状況

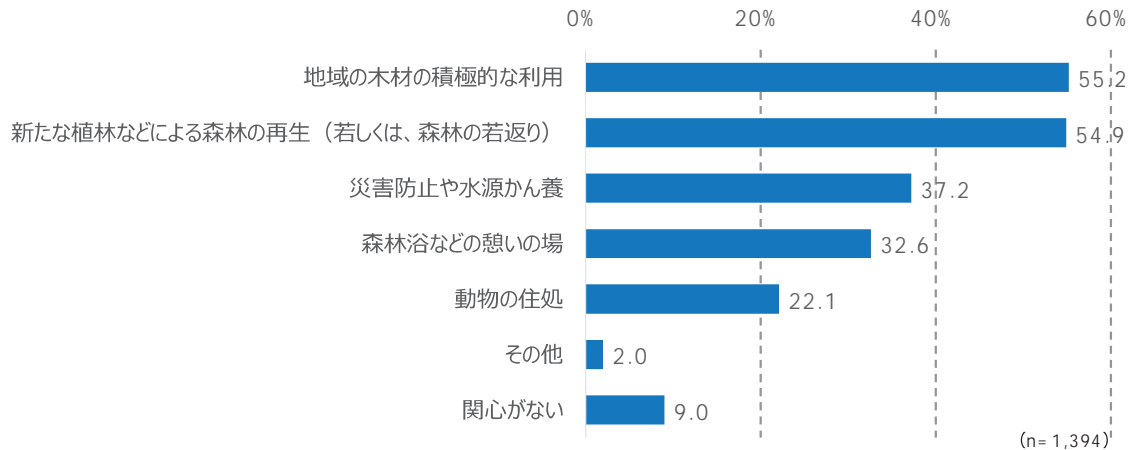
太陽光パネルの設置状況を尋ねたところ、「太陽光パネルを設置済」とする割合が2.3%、「太陽光パネルの設置を検討したい」が18.5%、「太陽光パネルを設置することは難しい」が79.2%となっています。

地域別にみると、三島地域、栃尾地域、中之島地域などで「太陽光パネルを設置済」と「太陽光パネルの設置を検討したい」を合わせた割合が他の地域に比べて高くなっています。



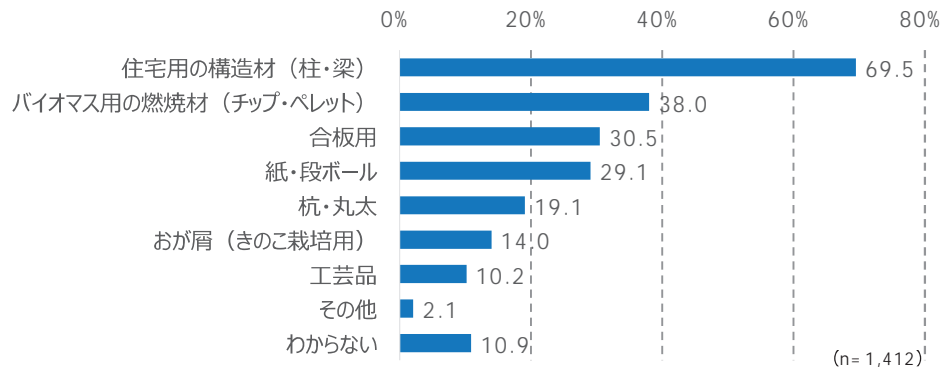
1 0) 森林の若返りを図るための森林の活用方法

森林の若返りを図るためにどのような方法で森林を活用すべきかについて尋ねたところ（複数回答）、「地域の木材の積極的な利用」（55.2%）と「新たな植林などによる森林の再生（若しくは、森林の若返り）」（54.9%）とする割合が5割を超えて特に高くなっています。以下、「災害防止や水源かん養」（37.2%）、「森林浴などの憩いの場」（32.6%）などとなっています。



1 1) 森林から発生する木材の利用方法

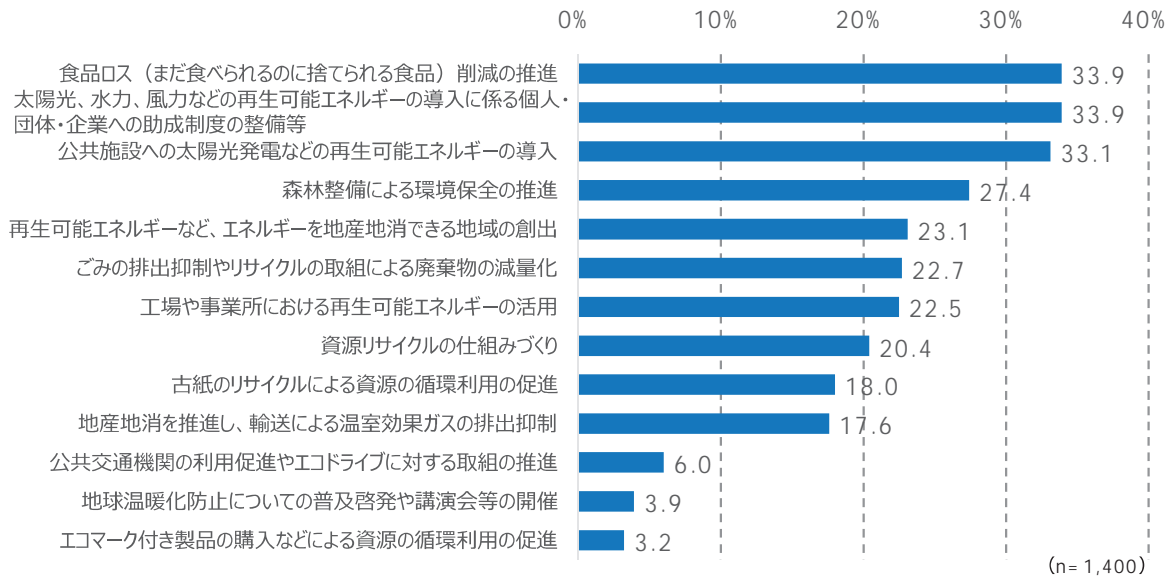
森林から発生する木材の利用方法を尋ねたところ（複数回答）、「住宅用の構造材（柱・梁）」とする割合が69.5%で最も高く、以下「バイオマス用の燃焼材（チップ・ペレット）」（38.0%）、「合板用」（30.5%）、「紙・段ボール」（29.1%）などとなっています。



VI 今後5年間で重点的に進めるべき施策について

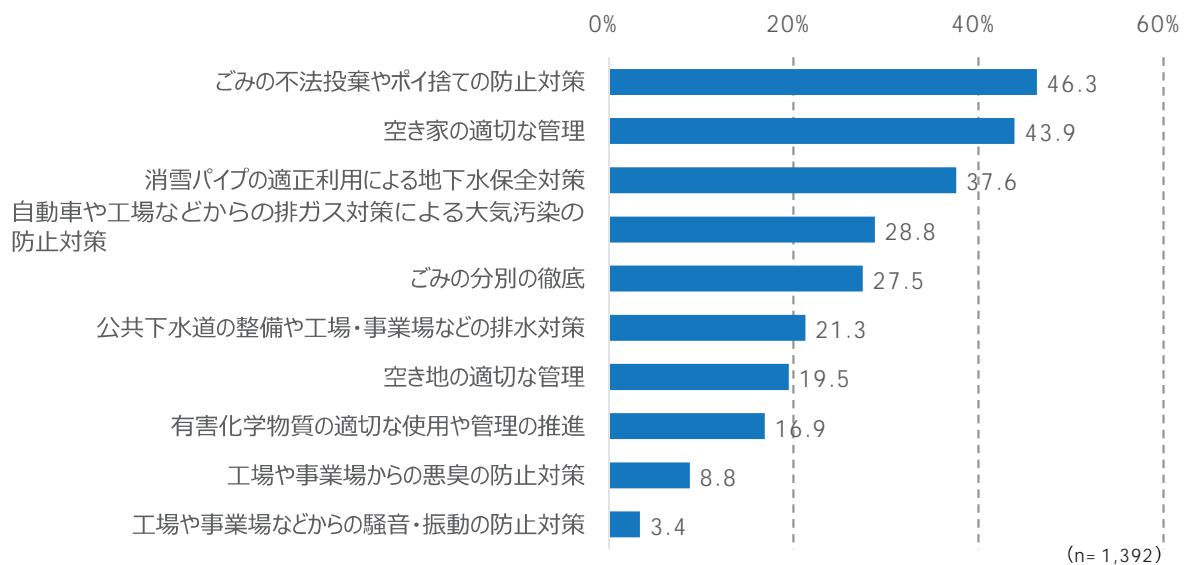
1) 地球環境の保全について

地球環境の保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策を尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「食品ロス（まだ食べられるのに捨てられる食品）削減の推進」と「太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入に係る個人・団体・企業への助成制度の整備等」（ともに33.9%）、「公共施設への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入」（33.1%）とする割合が3割を超えて特に高くなっています。



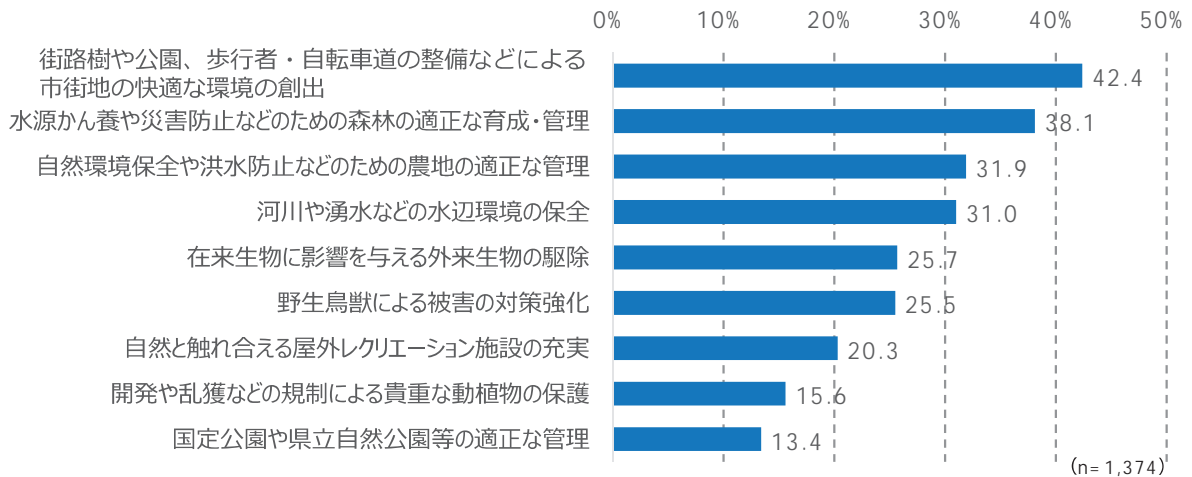
2) 生活環境の保全について

生活環境の保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策を尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策」とする割合が46.3%で最も高く、以下「空き家の適切な管理」（43.9%）、「消雪パイプの適正利用による地下水保全対策」（37.6%）などとなっています。



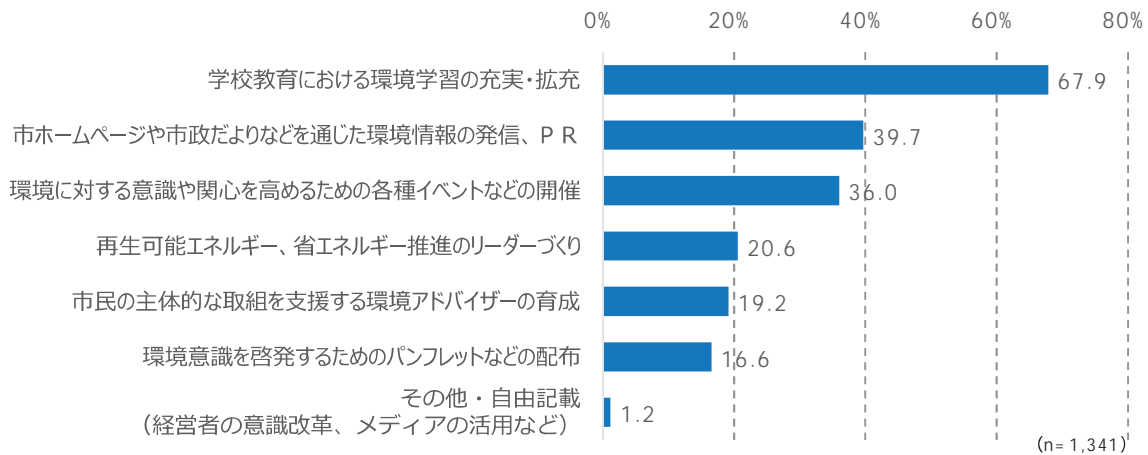
3) 自然や景観などの保全について

自然や景観などの保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策を尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「街路樹や公園、歩行者・自転車道の整備などによる市街地の快適な環境の創出」とする割合が42.4%で最も高く、次いで「水源かん養や災害防止などのための森林の適正な育成・管理」（38.1%）などとなっています。



4) 環境意識を高める取組について

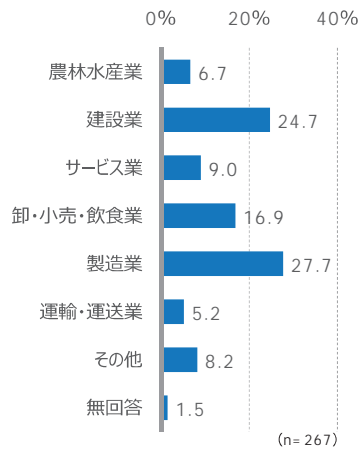
環境意識を高める取組に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策を尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「学校教育における環境学習の充実・拡充」とする割合が67.9%で最も高く、以下「市ホームページや市政だよりなどを通じた環境情報の発信、PR」（39.7%）、「環境に対する意識や関心を高めるための各種イベントなどの開催」（36.0%）などとなっています。



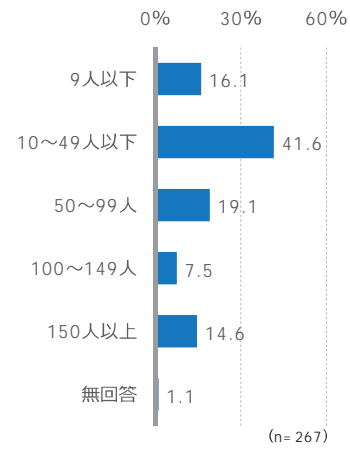
2-2 事業者アンケート調査の結果

I 回答した事業者の属性

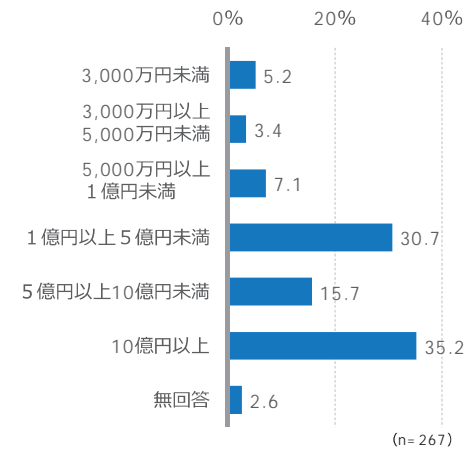
1) 業種



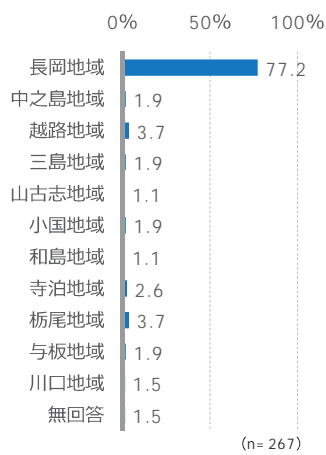
2) 従業員数



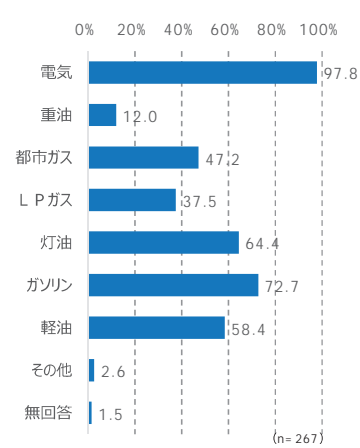
3) 年間出荷額



4) 所在地域



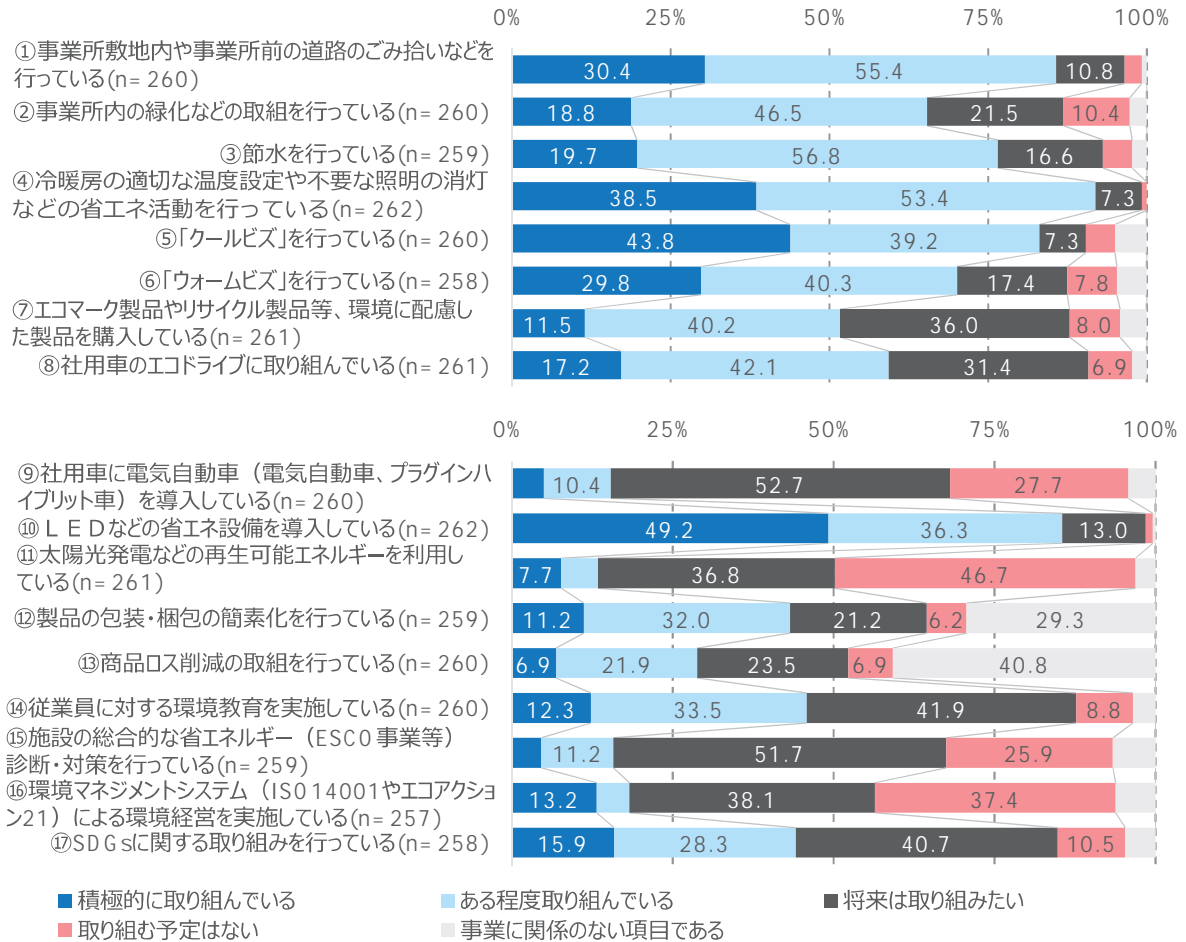
5) 使用しているエネルギー（※複数回答可）



II 環境に配慮した行動・活動の実践状況について

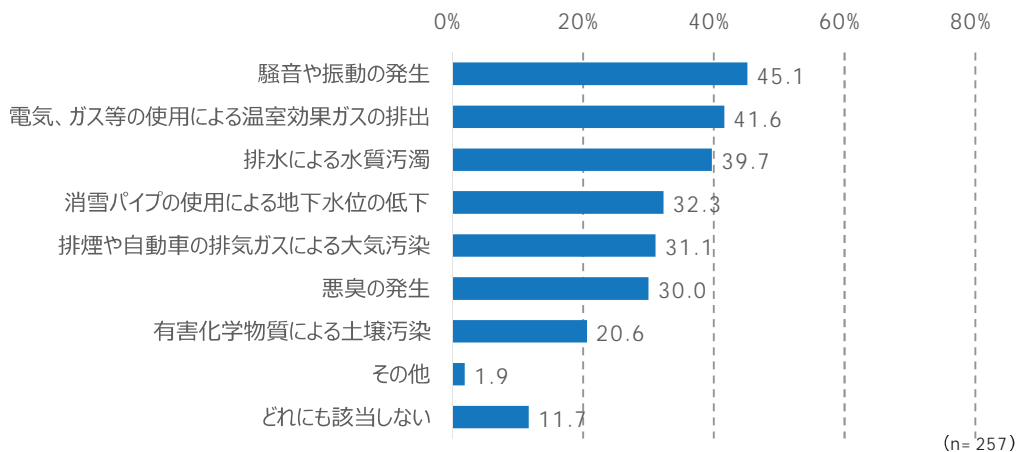
1) 環境に配慮した行動・活動の実践状況

環境に配慮した行動・活動（下記の項目①～⑰）に対する実践状況を5段階評価（「積極的に取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」「将来は取り組みたい」等）で尋ねたところ、『①事業所敷地内や事業所前の道路のごみ拾いなどを行っている』『④冷暖房の適切な温度設定や不要な照明の消灯などの省エネ活動を行っている』『⑩LEDなどの省エネ設備を導入している』などで「積極的に取り組んでいる」と「ある程度取り組んでいる」を合わせた割合が高くなっています。



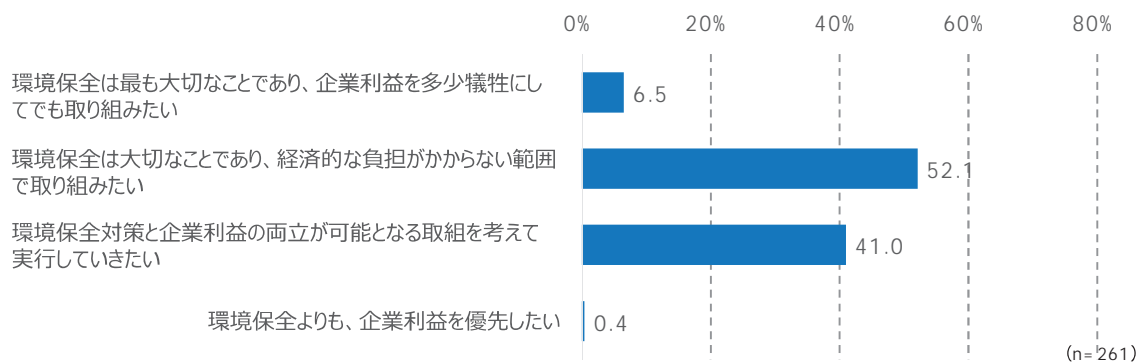
2) 製品の提供や事業活動において日頃から注意していること

環境保全に取り組む上で、製品の提供や事業活動において日頃から注意していることを尋ねたところ（複数回答）、「騒音や振動の発生」の割合が45.1%で最も高く、以下「電気、ガス等の使用による温室効果ガスの排出」（41.6%）、「排水による水質汚濁」（39.7%）などとなっています。



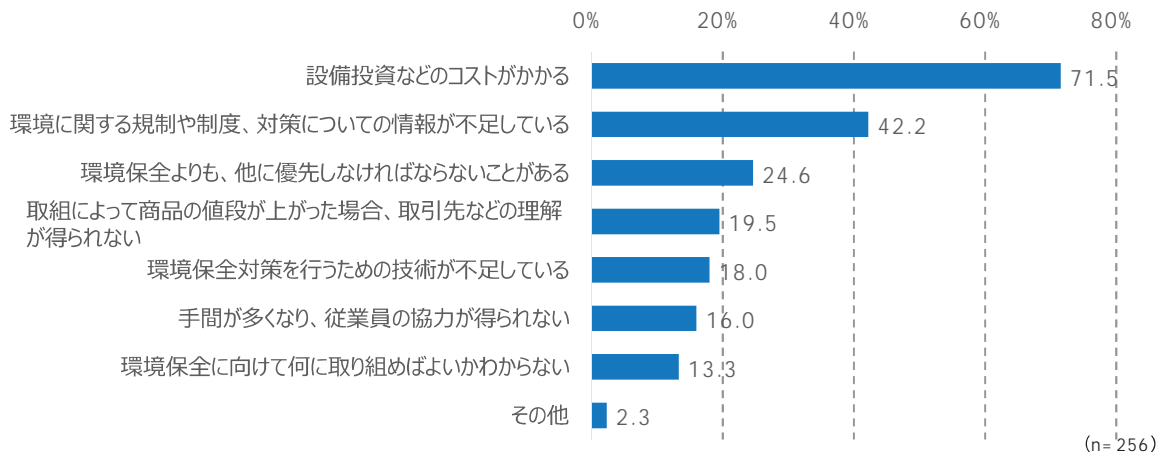
3) 環境保全と企業利益についての考え

環境保全と企業利益についてどのように考えているのかを尋ねたところ、「環境保全は最も大切なことであり、企業利益を多少犠牲にしてでも取り組みたい」とする割合が6.5%、「環境保全は大切なことであり、経済的な負担がかからない範囲で取り組みたい」が52.1%、「環境保全対策と企業利益の両立が可能となる取組を考えて実行していきたい」が41.0%、「環境保全よりも、企業利益を優先したい」が0.4%となっています。



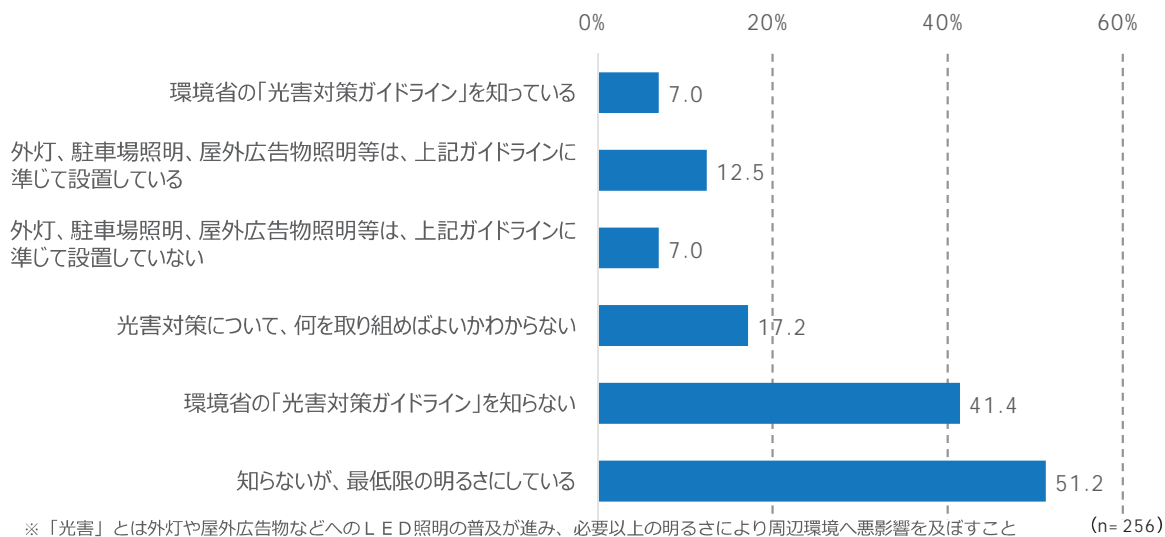
4) 環境保全に取り組む上での課題

環境保全に取り組む上での課題を尋ねたところ（複数回答）、「設備投資などのコストがかかる」とする割合が 71.5%で最も高く、次いで「環境に関する規制や制度、対策についての情報が不足している」（42.2%）などとなっています。



5) 「光害（ひかりがい）」への対策の状況

「光害（ひかりがい）」への対策の状況について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「環境省の『光害対策ガイドライン』を知っている」とする割合が 7.0%、「外灯、駐車場照明、屋外広告物照明等は、上記ガイドラインに準じて設置している」が 12.5%などとなっています。一方、「環境省の『光害対策ガイドライン』を知らない」とする割合は 41.4%、「知らないが、最低限の明るさにしている」は 51.2%となっています。

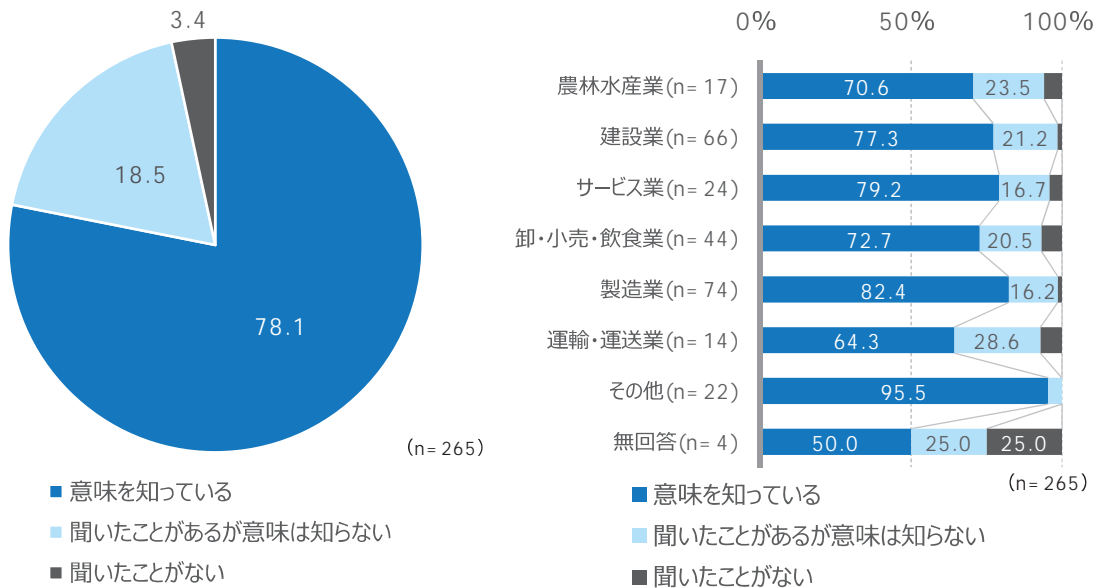


Ⅲ 省エネルギー・再生可能エネルギーについて

1) カーボンニュートラルの認知状況

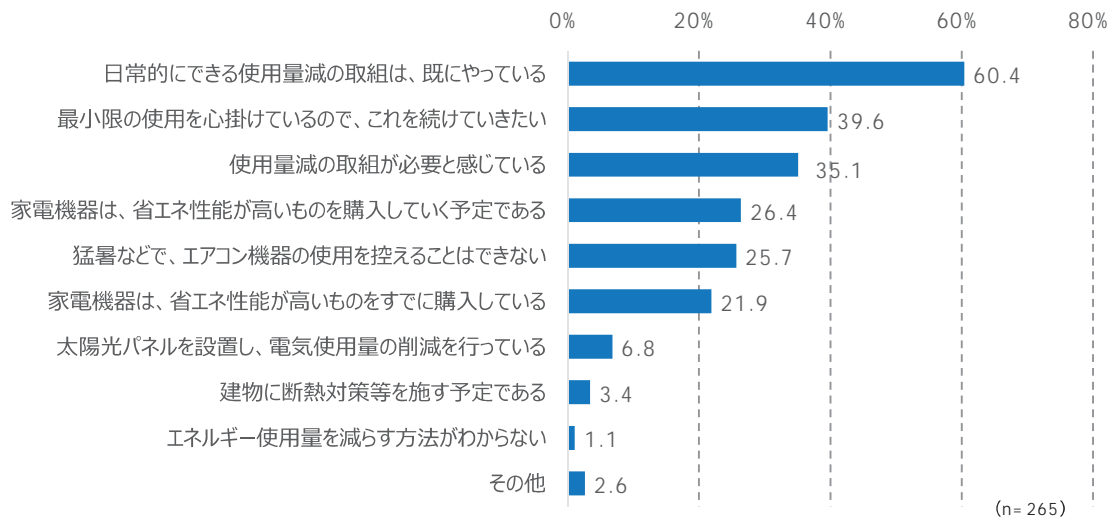
「カーボンニュートラル」についてどこまで知っているか尋ねたところ、「意味を知っている」とする割合が78.1%、「聞いたことがあるが意味は知らない」が18.5%、「聞いたことがない」が3.4%となっています。

業種別にみると、製造業で「意味を知っている」とする割合が他の業種に比べて高く、8割超となっています。



2) 電気・ガス等の使用量を減らす取組の状況

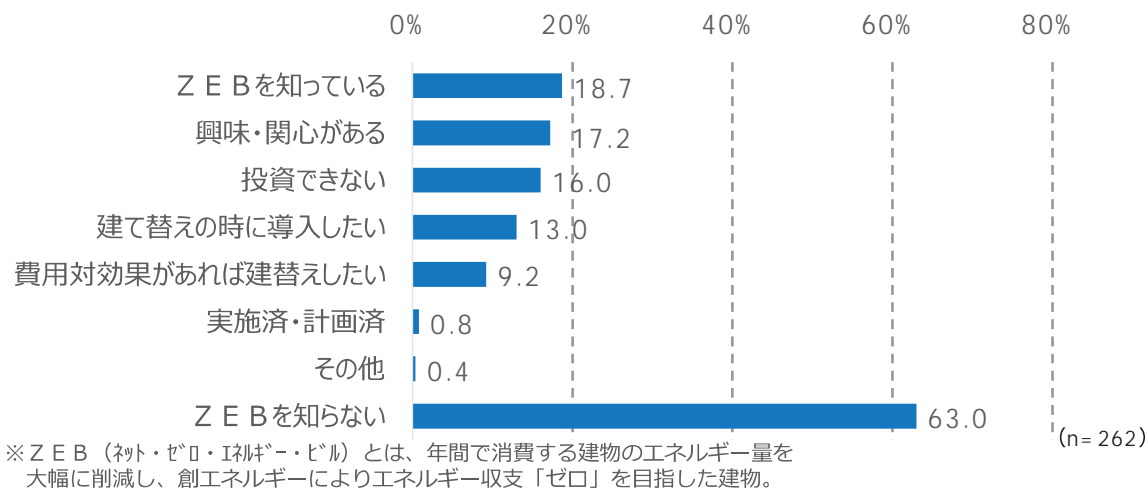
電気・ガス等の使用量を減らす取組について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「日常的にできる使用量減の取組は、既にやっている」とする割合が60.4%で最も高く、以下「最小限の使用を心掛けているので、これを続けていきたい」（39.6%）、「使用量減の取組が必要と感じている」（35.1%）などとなっています。



IV 建物・設備・車について（使用電力量削減、設備等の入替え導入）

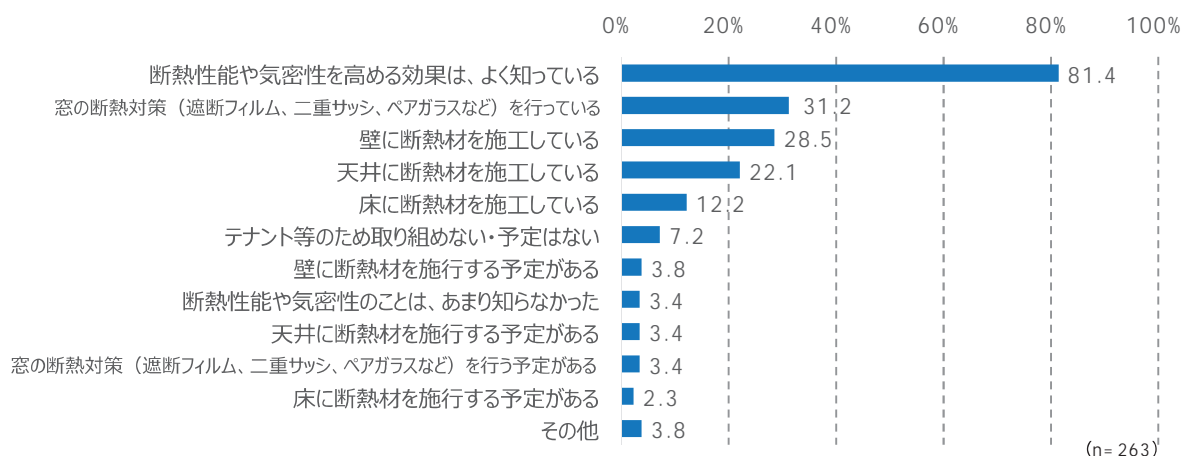
1) 建物のZEB化の意向

建物のZEB化の意向について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「ZEBを知っている」とする割合が18.7%で最も高く、以下「興味・関心がある」（17.2%）、「投資できない」（16.0%）、「建て替えの時に導入したい」（13.0%）などとなっています。一方、「ZEBを知らない」とする割合は63.0%と6割超となっています。



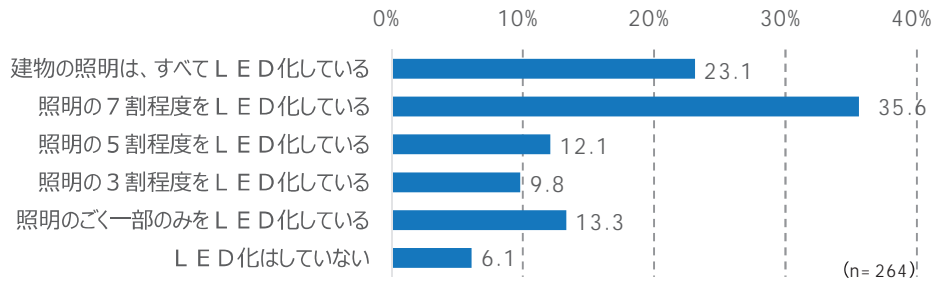
2) 建物の断熱性能や気密性を高める工事等の状況

建物の断熱性能や気密性を高める工事について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「断熱性能や気密性を高める効果は、よく知っている」とする割合が81.4%で最も高く、以下「窓の断熱対策（遮断フィルム、二重サッシ、ペアガラスなど）を行っている」（31.2%）、「壁に断熱材を施工している」（28.5%）、「天井に断熱材を施工している」（22.1%）などとなっています。



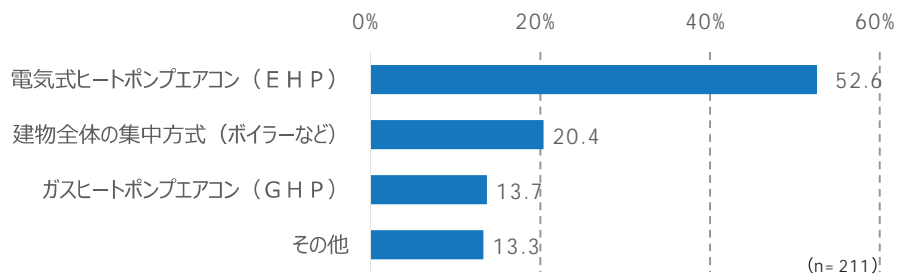
3) 建物照明のLED化への対応状況

建物のLED化への対応状況を尋ねたところ、「建物の照明は、すべてLED化している」とする割合が23.1%、「照明の7割程度をLED化している」が35.6%、「照明の5割程度をLED化している」が12.1%、「照明の3割程度をLED化している」が9.8%、「照明のごく一部のみをLED化している」が13.3%、「LED化はしていない」が6.1%となっています。



4) 主に使用している空調設備の種類

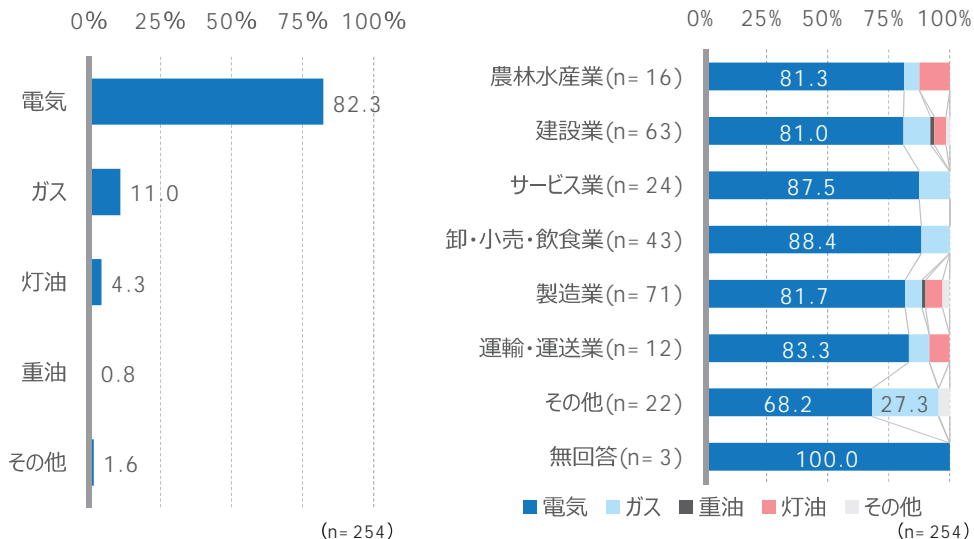
主に使用している空調設備の種類を尋ねたところ、「電気式ヒートポンプエアコン（EHP）」の割合が52.6%で最も高く、以下「建物全体の集中方式（ボイラーなど）」（20.4%）、「ガスヒートポンプエアコン（GHP）」（13.7%）などとなっています。



5) 主に使用している空調設備の燃料

主に使用している空調設備の燃料を尋ねたところ、「電気」の割合が82.3%で最も高く、以下「ガス」（11.0%）、「灯油」（4.3%）などとなっています。

業種別にみると、各業種とも「電気」の割合が最も高く、その他の業種を除いて8割を超えています。

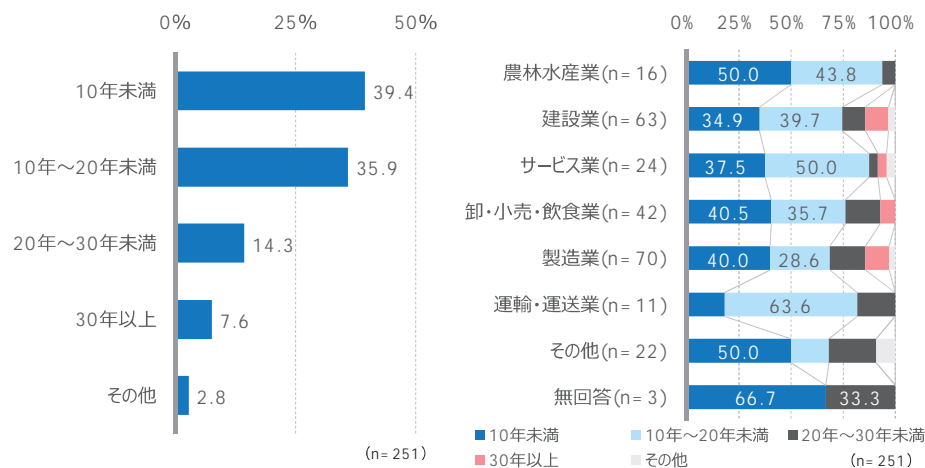


6) 主に使用している空調設備の経過年数

主に使用している空調設備の経過年数を尋ねたところ、「10年未満」の割合が39.4%、「10年～20年未満」が35.9%、「20年～30年未満」が14.3%、「30年以上」が7.6%、「その他」が2.8%となっています。

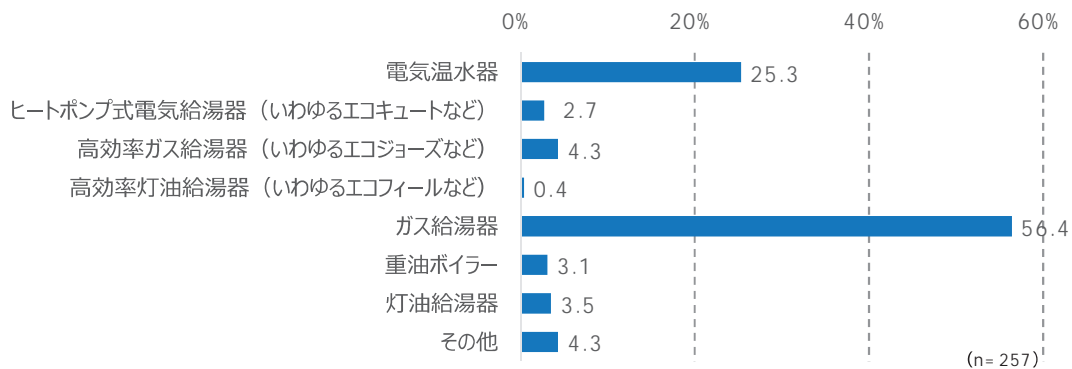
業種別にみると、農林水産業、サービス業で「10年未満」と「10～20年未満」を合わせた割合が他の業種に比べて

高くなっている一方で、建設業、製造業で「30年以上」とする割合が他の業種に比べて高くなっています。



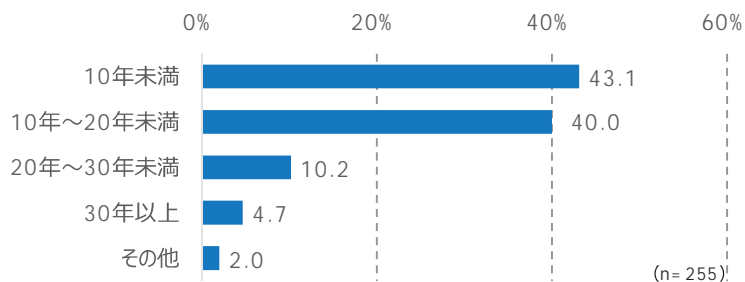
7) 主に使用している給湯設備の種類

主に使用している給湯設備の種類を尋ねたところ、「電気温水器」の割合が25.3%、「ヒートポンプ式電気給湯器（いわゆるエコキュートなど）」が2.7%、「高効率ガス給湯器（いわゆるエコジョーズなど）」が4.3%、「高効率灯油給湯器（いわゆるエコフィールなど）」が0.4%、「ガス給湯器」が56.4%、「重油ボイラー」が3.1%などとなっています。



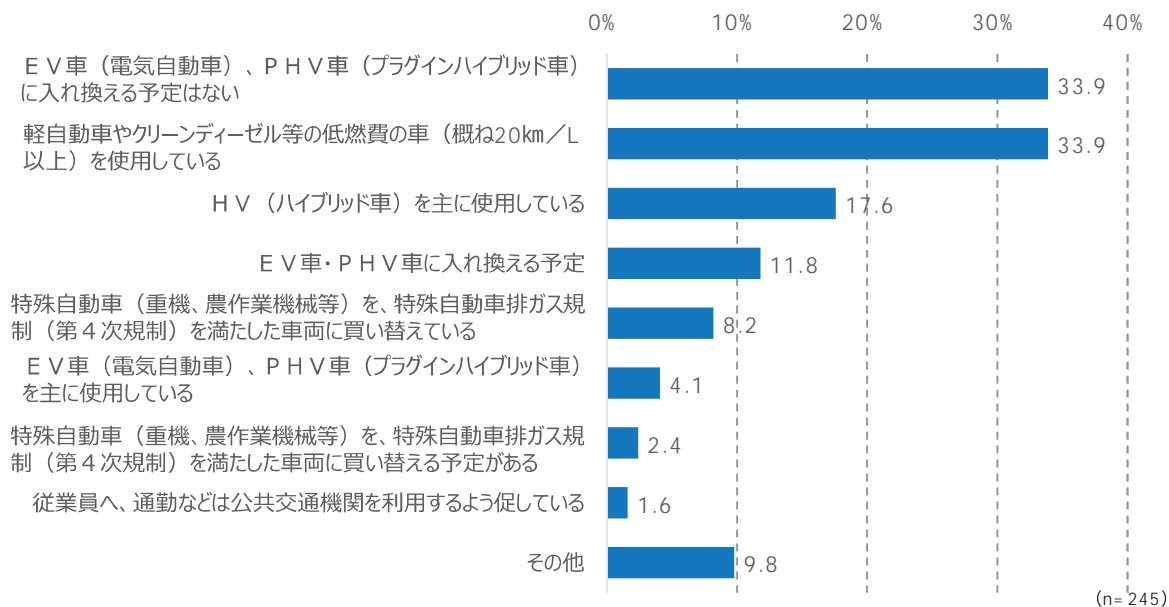
8) 主に使用している給湯設備の経過年数

主に使用している給湯設備の経過年数を尋ねたところ、「10年未満」の割合が43.1%、「10年～20年未満」が40.0%、「20年～30年未満」が10.2%、「30年以上」が4.7%となっています。



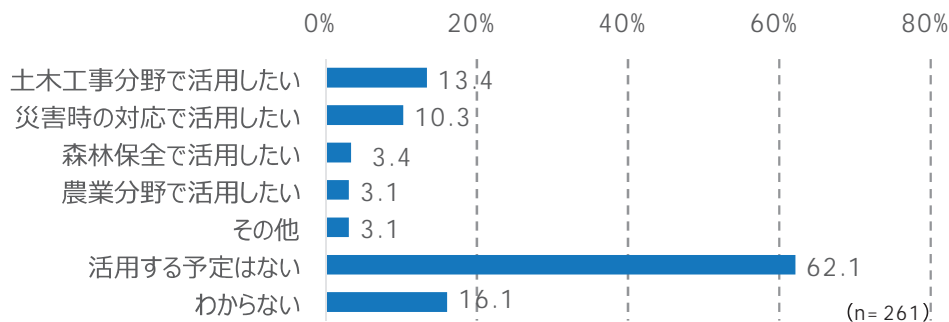
9) 社用車・移動手段に関する状況

社用車・移動手段について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「EV車（電気自動車）・PHV車（プラグインハイブリッド車）に入れ換える予定はない」と「軽自動車やクリーンディーゼル等の低燃費の車（概ね20km/L以上）を使用している」とする割合がともに33.9%で最も高く、以下「HV（ハイブリッド車）を主に使用している」（17.6%）、「EV車・PHV車に入れ換える予定」（11.8%）などとなっています。



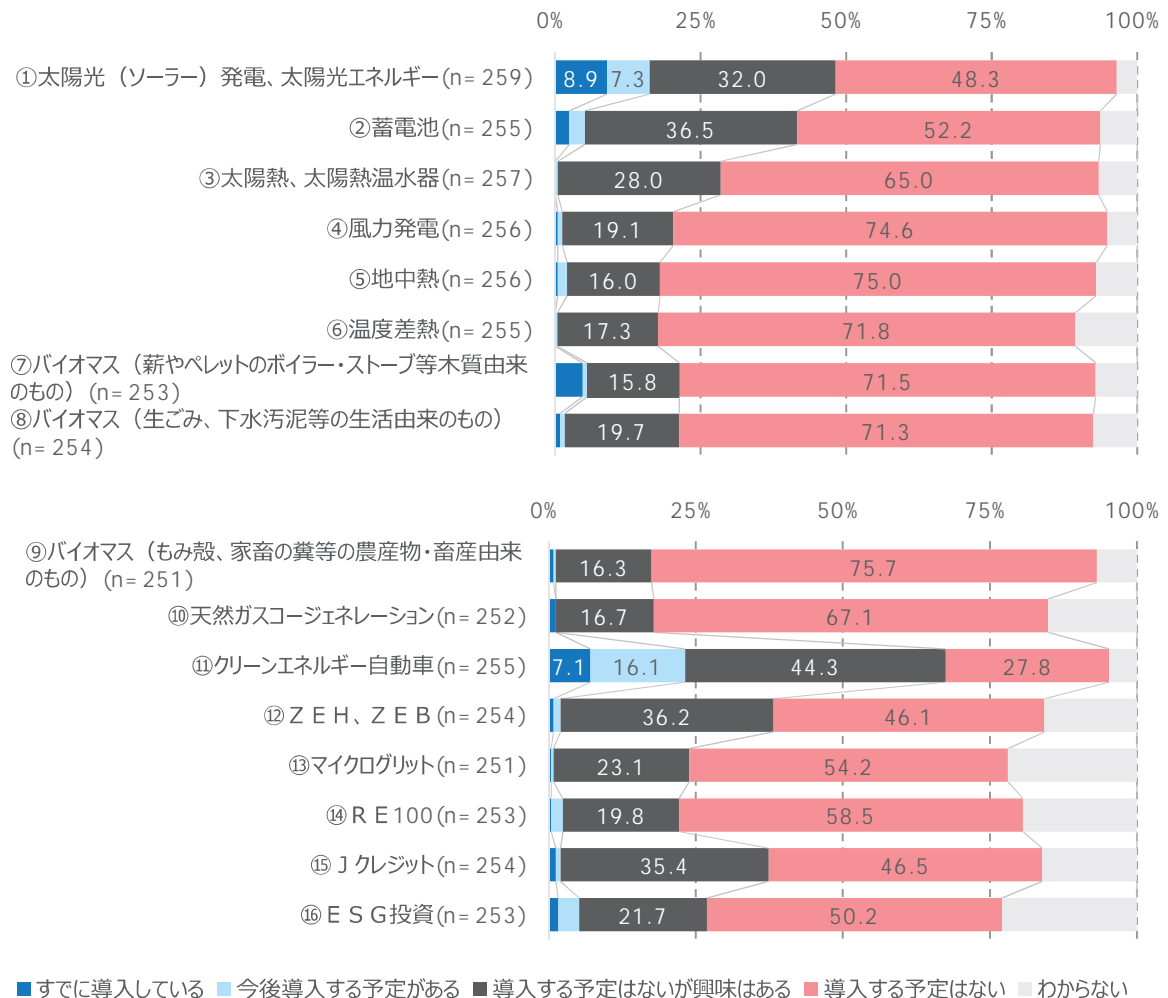
10) 再生可能エネルギーを利用したドローンの活用の意向

再生可能エネルギーを利用したドローンの活用の意向について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「土木工事分野で活用したい」とする割合が13.4%で最も高く、次いで「災害時の対応で活用したい」（10.3%）などとなっています。



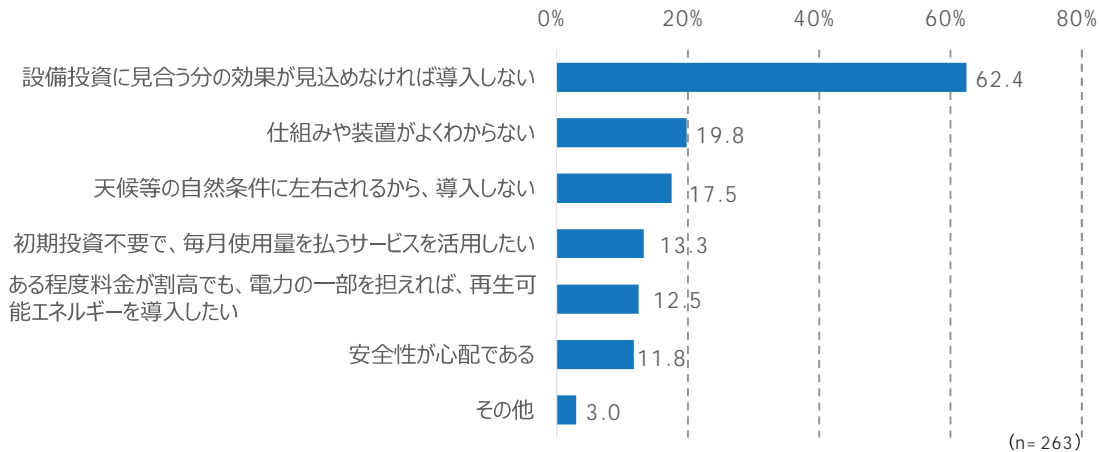
1 1) 省エネルギーや再生可能エネルギーの導入・取組の状況

省エネルギーや再生可能エネルギー（下記の①～⑯）の導入・取組の状況を5段階評価（「すでに導入している」「今後導入する予定がある」「導入する予定はないが興味はある」「導入する予定はない」「わからない」）で尋ねたところ、『①太陽光（ソーラー）発電、太陽光エネルギー』『⑩クリーンエネルギー自動車』などで「すでに導入している」と「今後導入する予定がある」を合わせた割合が高くなっています。



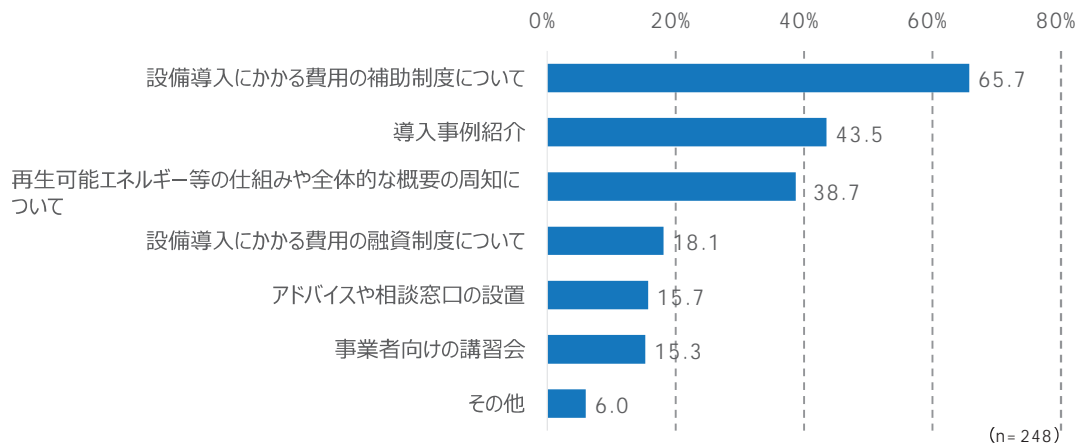
1 2) 再生可能エネルギーの設備導入の意向

再生可能エネルギーの設備導入の意向について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「設備投資に見合う分の効果が見込めなければ導入しない」とする割合が62.4%で最も高く、6割超となっています。以下「仕組みや装置がよくわからない」（19.8%）、「天候等の自然条件に左右されるから、導入しない」（17.5%）などとなっています。



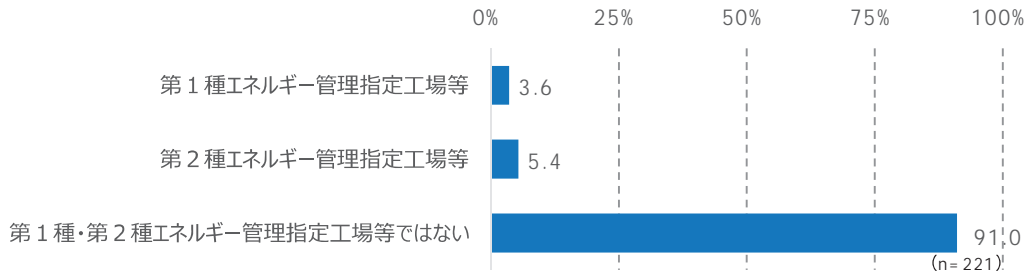
1 3) 省エネルギーや再生可能エネルギーに関して望む情報

省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報として望むものを尋ねたところ（複数回答）、「設備導入にかかる費用の補助制度について」とする割合が65.7%で最も高く、以下「導入事例紹介」（43.5%）、「再生可能エネルギー等の仕組みや全体的な概要の周知について」（38.7%）などとなっています。



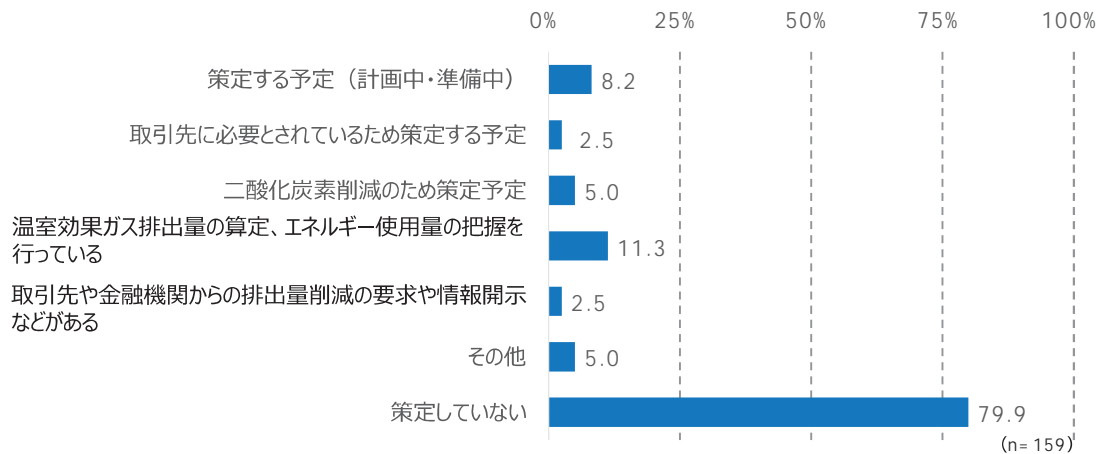
1 4) 第1・2種エネルギー管理指定工場等の種別

第1・2種エネルギー管理指定工場等の種別について尋ねたところ、「第1種エネルギー管理指定工場等」の割合が3.6%、「第2種エネルギー管理指定工場等」が5.4%、「第1種・第2種エネルギー管理指定工場等ではない」が91.0%となっています。



1 5) 2050年までの温室効果ガス排出量ゼロに向けた行動計画の工程表策定状況

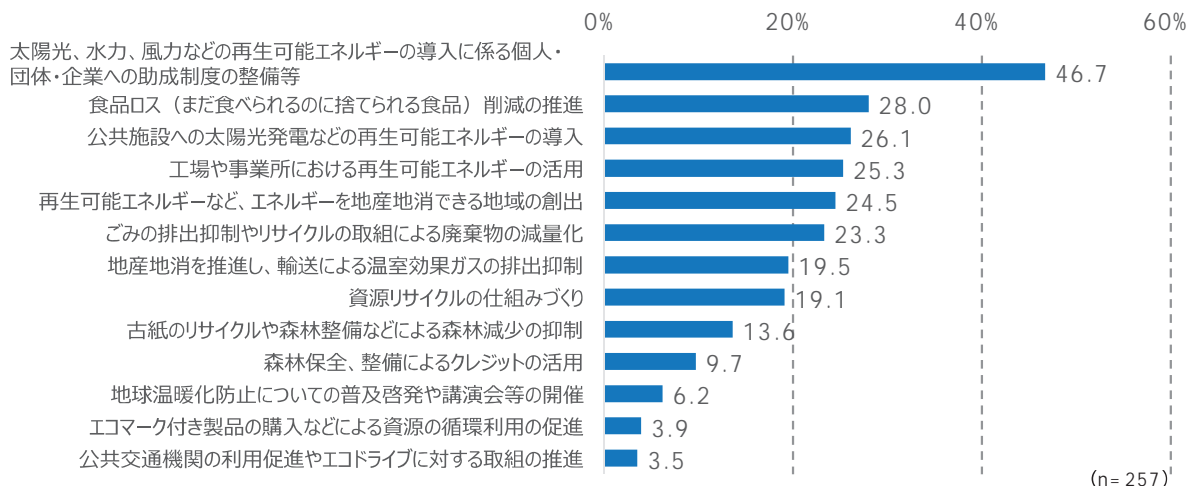
第1・2種エネルギー管理指定工場に求められている2050年までの温室効果ガス排出量ゼロに向けた行動計画の工程表策定状況について尋ねたところ、「策定する予定（計画中・準備中）」とする割合が8.2%、「取引先に必要とされているため策定する予定」が2.5%、「二酸化炭素削減のため策定予定」が5.0%などとなっています。



V 今後5年間で重点的に進めるべき施策について

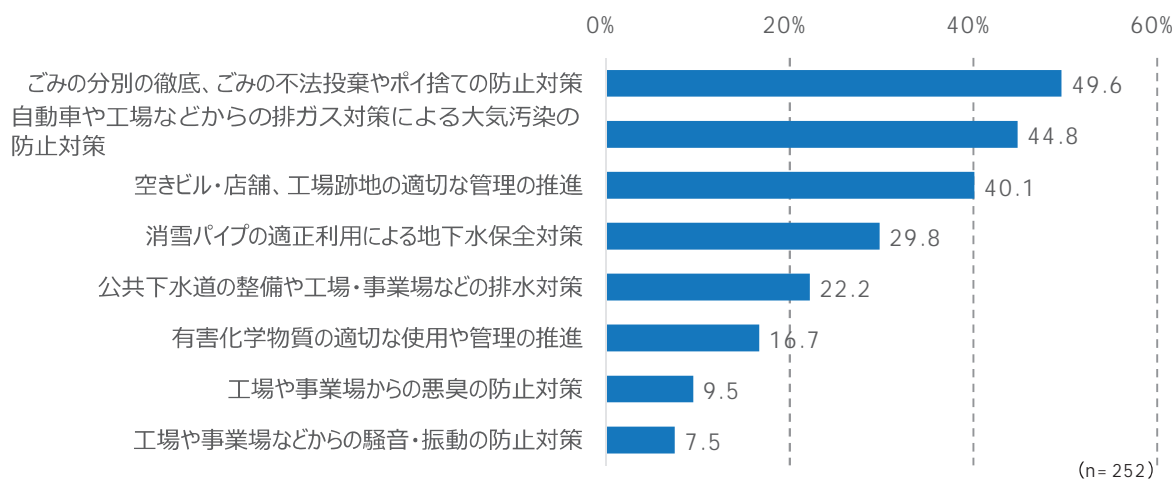
1) 地球環境の保全について

地球環境の保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策について尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入に係る個人・団体・企業への助成制度の整備等」とする割合が46.7%で最も高くなっています。



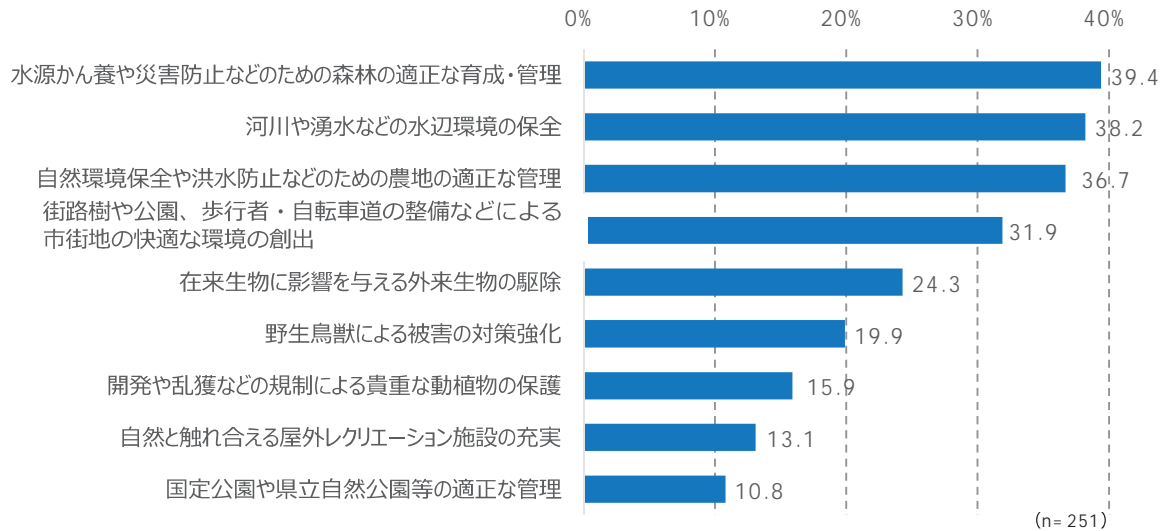
2) 生活環境の保全について

生活環境の保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策について尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「ごみの分別の徹底、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策」とする割合が49.6%で最も高く、以下「自動車や工場などからの排ガス対策による大気汚染の防止対策」（44.8%）、「空きビル・店舗、工場跡地の適切な管理の推進」（40.1%）、「消雪パイプの適正利用による地下水保全対策」（29.8%）などとなっています。



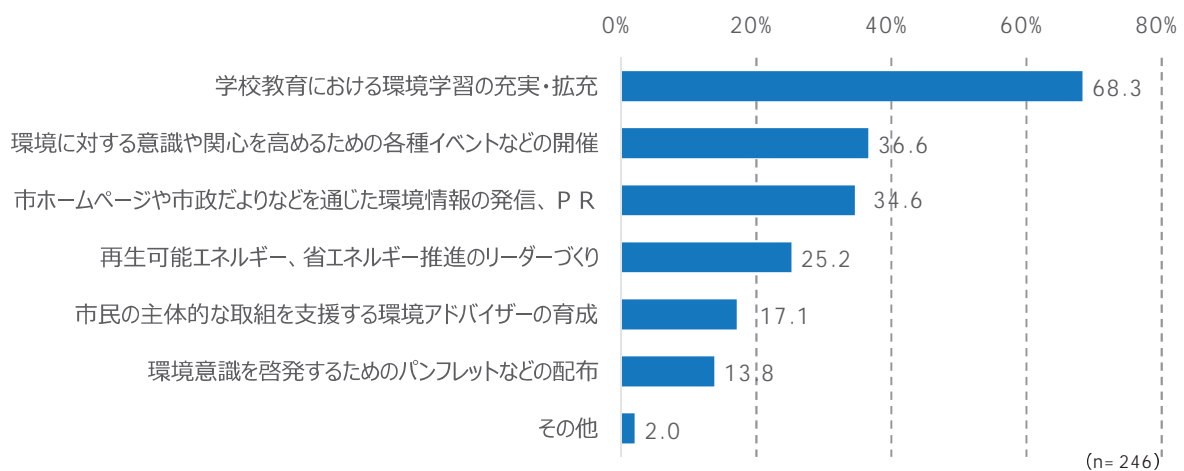
3) 自然や景観などの保全について

自然や景観などの保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策について尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「水源かん養や災害防止などのための森林の適正な育成・管理」とする割合が39.4%で最も高く、以下「河川や湧水などの水辺環境の保全」（38.2%）、「自然環境保全や洪水防止などのための農地の適正な管理」（36.7%）などとなっています。



4) 環境意識を高める取組について

環境意識を高める取組に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策について尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「学校教育における環境学習の充実・拡充」とする割合が68.3%で最も高く、以下「環境に対する意識や関心を高めるための各種イベントなどの開催」（36.6%）、「市ホームページや市政だよりなどを通じた環境情報の発信、PR」（34.6%）などとなっています。



資料7 長岡市環境基本条例（抄）

平成8年12月20日

条例第29号

前文

私たちのまち長岡は、変化に富んだ四季とまちをやわらかく包みこむ東山連峰や西山丘陵、豊富な水をたたえ洋々と流れる信濃川など豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化をはぐくみ、産業を興し、今日の繁栄を築いてきた。

しかし、近年の資源やエネルギーの大量な消費と廃棄物の大量な発生を伴う社会経済活動により、便利で物質的に豊かな生活がもたらされた一方で、地域の環境だけでなく、生命存続の基盤である地球の環境までが損なわれつつある。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有しているが、同時に、私たちは、環境を現在の世代だけのものではなく、将来の世代とも共有するものとして守り、育て、引き継いでいく責務を有している。そのため、私たちは、自然との良好な関係を保ちながら、環境に配慮した日常生活や事業活動を営み、市、事業者及び市民が一体となって、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、健全で恵み豊かな環境を保全し、潤いと安らぎのある環境を創造し、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び潤いと安らぎのある環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、人と自然及び人と文化との豊かな触れ合いが確保されるように行われなければならない。

5 地球環境保全は、市、事業者及び市民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぼす影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 物の製造、加工、販売その他これらに類する事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が図られるようにすること。

2 事業者は、基本理念のっとり、物の製造、加工、販売その他これらに類する事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を行うように努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるときにおいて、廃棄物の減量等環境への負荷の低減が図られるようにすること。
- (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念のっとり、その日常生活において、廃棄物の減量、騒音の発生の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念のっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。

- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。

- (3) 自然環境の適正な整備により人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

- (4) 身近な自然、良好な景観等の保存及び形成、文化財その他の歴史的遺産の保存及び活用並びに雪の活用により、地域の個性が活かされた潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られること。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)の参画及び協働を基本として行わなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策以外のすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減が図られるように配慮して行わなければならない。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的な施策
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮のための指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第21条に定める長岡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、年次報告書を公表したときは、市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、その意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するように努めなければならない。

第3節 基本施策

(開発事業に係る環境への事前配慮)

第10条 市は、住宅団地の造成、大規模商業施設の建設その他の開発事業を行おうとする者が、その開発事業の実施に当たりあらかじめその開発事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、必要な措置を講ずるものとする。

(公害等を防止するための規制措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための適切な措置を講ずるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要があるときは、これらの事業者又は市民に対し経済的な助成を行い、又は経済的な負担を求めることができる。

(施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び緑化事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然散策路の整備、キャンプ場の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地及び水辺空間の整備、歴史的遺産の保存及び活用その他の潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用に供する施設を整備するように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設、維持管理等に当たっては、資源の循環的な利用、エネ

ルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られるように努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造に関する理解が深まるようにするとともに、これらの者の自発的な活動を行う意欲が高まるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、環境の状況に関する情報並びに環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第3章 環境審議会等

(環境審議会)

第21条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を担当する。
- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (2) 年次報告書に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (4) 長岡市地下水保全条例(昭和 61 年長岡市条例第 21 号)第 13 条第 5 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による指導又は勧告に従わない者の事実の公表について審議し、意見を具申すること。
 - (5) 長岡市稀少生物の保護等に関する条例(平成 17 年長岡市条例第 101 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による保護地域の指定について審議し、意見を具申すること。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市の推進体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 101 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

資料8 長岡市環境審議会規則

平成9年3月31日

規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、長岡市環境基本条例(平成8年長岡市条例第29号)第21条第6項の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。



第4次長岡市環境基本計画
(中間見直し)

長岡市

概要版をご覧に
なりたい方は
こちらから



編集・発行 長岡市環境部環境政策課
〒940-0015 長岡市寿3丁目6番1号
TEL : 0258-24-0528 FAX : 0258-24-6553
メールアドレス : kankyo@city.nagaoka.lg.jp

令和5年3月